

5 沖縄県やんばる地域でのモデル事業

I 本事業の背景と目的

1 本事業の背景

平成14年度末に、環境省から沖縄県に、沖縄本島北部地域を対象として「飼養動物との共生推進モデル事業」の推進について打診があった。県としては、県内各地でねこの不適正飼養が大きな問題となっていることもあり、モデル地域として先行的な取り組みを実証し、その手法を活用して県全体のねこ問題解決に資していけると判断した。

この事業は、飼養動物の適正飼養及び管理並びに動物愛護思想の普及啓発活動を推進し、所有者明示措置など、必要な繁殖制限措置等適正飼養の具体的方策の確立を目的としている。沖縄県をはじめ、多くの自治体がねこの適正飼養の有効な施策展開ができず、苦慮している中で、過疎地域におけるマンパワー確保や住民の協力が得られるか不安を抱えつつも、この地域の犬ねこなどを飼養している人と周辺の迷惑と思っている人との関係をどのように調和を図っていくのか、ヤンバルクイナやノグチゲラなど地域固有の野生生物等との共生のルールをつくれるか、さらに、人と人とが動物や自然を仲介として、どのような社会を目指して協力していけるのか、という課題解決に向かって、事業を受託実施した。

捨て犬、捨てねこの多発する地域

沖縄本島最北端であるこの地域は、片側一車線の国道58号線が西海岸を、また 県道70号線が東海岸に走っている。西海岸から東海岸までは、北側から県道2号線、国道331号線、県道14号線の3本の道路が結んでおり、多くの集落が国道、県道沿いに発達している。

当地域には、毎年5月のゴールデンウィークや夏休みには、都市部からやんばるの自然に触れる目的で、多くの行楽客が訪れるが、残念なことに、それにともない野良犬や野良ねこの増加が認められ、それらは他地域から持ち込まれ、捨てられた個体であると考えられている。

犬やねこを捨てていく飼い主の中には、動物愛護センターに収容されれば殺処分されるが、野生生物の多いこの地域に捨てれば、何とか生きながらえることができるという考えもあると思われる。

しかし現実には、多くの犬は野生の餌を採れず、ジステンパーやパルボウイルス感染症に侵される。県道沿いに出て、ドライバーに餌をねだる個体も多いが、日に日にやせ衰えていく様子が地域住民の目にするところである。

一方、ねこの場合は、野生の動物を捕食して生き延びるものも多い。飛べない鳥ヤンバルクイナのねこによる捕食が、平成13年に財団法人山階鳥類研究所の調査で報告され、マングースと共に希少野生生物の保護に重大な影響が懸念された。

国の天然記念物ヤンバルクイナ



環境省ヤンバルクイナ保護

体に埋める

沖縄本島・やんばる地区で、天然記念物ヤンバルクイナなどが野生化した猫に食べられる被害が出ている問題で、環境省は二十一日までに、個別情報を登録したマイクロチップを猫に埋め込んで捨てる猫の発生を防ぐ取り組み

動物愛護団体と不妊手術の大切さをPRし、譲渡のネットワークをつくることも検討する。

「子猫が増えすぎた」氏名や猫の病歴などを登録し埋め込み、読み取り機にかければデータが分かる。県や獣医師の協力を得てやんばる地区周辺の飼い猫につける予定だが、数は未定。野良猫は対象外で、実際の効果は不透明だ。

登録チップで捨て猫防止

を二〇〇三年度から始めることを決めた。

やんばる地区では二数年、飛べない鳥ヤンバルクイナのほかにクダテガラ、オキナワトケネズミなど絶滅の恐れがある沖縄固有の生き物が、猫に食べられる例が相次いでいる。

「最後まで責任を持って飼う」など飼い手の義務を明確にした。

飼い主情報

ペットを捨てる人は全国的に後を絶たず、環境省は一人と動物が共生できるよう、飼い主の意識を高めるきっかけにしたい」と話している。

マイクロチップは長さ一

ペットへのマイクロチップ埋め込みは一九九四年、厚労省(当時)の検討会が動物愛護の観点から飼い主への導入を先送りした。しかし日獣医師会が九七年から導引に取り組み始め、外国では義務化した例もある。最近では小型化が進み、安全上、大きな問題は起きていない。

2 本事業の目的

沖縄本島北部地域において、ねこなどの飼養動物の不適切な飼養によってゴミあさり、鳴き声、糞害など地域住民の生活環境に悪影響が生じていた。また、野良ねこや捨てねこ由来のノネコの増加により地域の希少野生生物へ重大な被害が生じていることから、飼養動物の適正飼養及び管理と、動物愛護思想の普及啓発活動を推進し、飼養動物に対する所有者明示の措置及び必要に応じた繁殖制限措置等を実施することを目的とした。

また、この取り組みを継続していくために北部3村におけるねこの適正飼養条例制定の検討等を目的とした。

本事業では、上記の趣旨を踏まえ、以下の内容で、ねこの適正な飼養・管理のあり方について、全国に先駆けたモデル事業となることを目指した。

- (1) ねこの適正な飼養・管理に関するルール作り
 - 1) ねこの所有者明示の方法
 - ・ マイクロチップによる個体識別に関する検討（埋め込みチップの種類・読み取りリーダーの選定等）
 - ・ ねこ登録台帳・マイクロチップ管理システム・所有者検索システムの検討
 - 2) ねこの不妊・去勢手術の推進
 - ・ 安全な不妊、去勢手術方法、術前検査項目の設定、飼い主から健康情報の少ない中での健康状態の把握手法の検討。
 - 3) ねこの室内飼いがほとんどなされていない地域における、室内飼養の利点を飼い主に理解させる活動など、適正飼養モラルの向上と意識啓発のあり方の検討。
 - 4) 野良ねこの発生する要因となっている捨てねこへのエサやりと無責任な飼い方の防止対策の検討。
 - 5) 北部3村における、飼いねこ・野良ねこの実態調査及び地域住民の動物に関する意識調査の実施。
- (2) ねこの適正飼養条例の検討と国頭村、大宜味村、東村の北部3村（以下、北部3村という）条例の制定支援
 - 1) 全国における人口等の類似市町村のねこ管理条例・規則の比較検討
 - 2) 飼いねこの登録制度の仕組みの検討（登録料金の妥当性・台帳形式・多頭飼育の場合）
 - 3) マイクロチップなどの登録方法の明示方法の検討（費用負担など飼い主責任の範囲）
 - 4) 適切な繁殖制限措置の検討（手術方法・費用負担など飼い主責任の範囲）
 - 5) 条例違反者に対する措置の検討（罰金の金額・徴収制度・経費負担・氏名公表の有効性）
- (3) ねこによって引き起こされる生態系に対する悪影響の除去と地域の活性化
 - 1) マングース捕獲事業との連携（混獲されるねこを現場放逐している問題）
 - 2) 生活環境の向上と地域の活性化（ねこに関する苦情の解決と所有者不明ねこ処分等が与える地域イメージ、観光への間接的影響・不妊去勢を進める中でねこの極端な減少予測と適正な飼育）

(4) 動物愛護管理に関わる問題、課題に対応する組織づくり

- 1) 行政機関同士の連携と合意形成などの協議形態
- 2) 民間の専門家集団（県獣医師会）との連携
- 3) 自然保護・環境保護、関係行政民間組織との連携
- 4) 動物愛護推進協議会（北部地域）について

(捨て犬・捨てねこキャンペーンでのチラシ配布)



(キャンペーンに警察官も協力)



II 本事業の実施体制

環境省の「飼養動物との共生推進総合モデル事業」を、沖縄県が受託し実施した。

1 事業実施の方法

当該計画の事業目的を達成するために、沖縄県は、直接事業執行する以外に、当該事業を実施する上で必要な専門的技術と知識、豊富な実績等を有する（社）沖縄県獣医師会並びに沖縄県と動物愛護事業・狂犬病予防業務の委託契約を行っている事業者（ミヤギ産業）と請負契約を締結した。

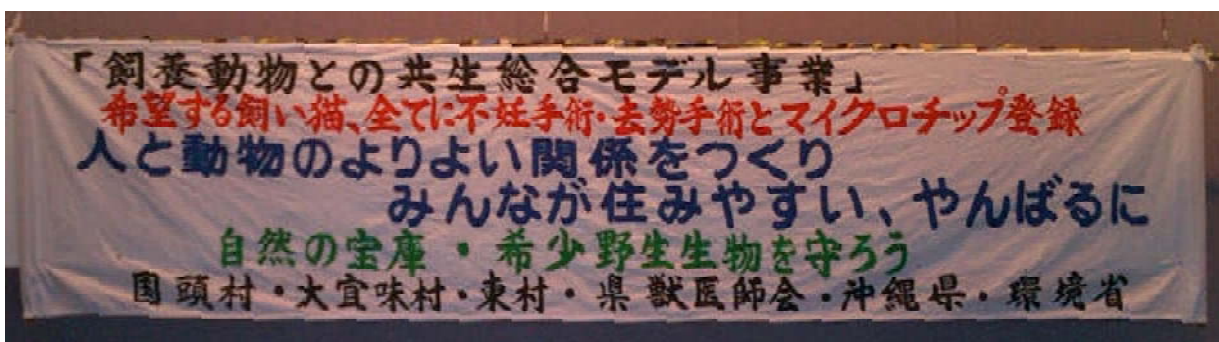
2 事業を行う地域

沖縄本島北部3村（国頭村・大宜味村・東村）

3 実施期間

平成15年度～平成16年度

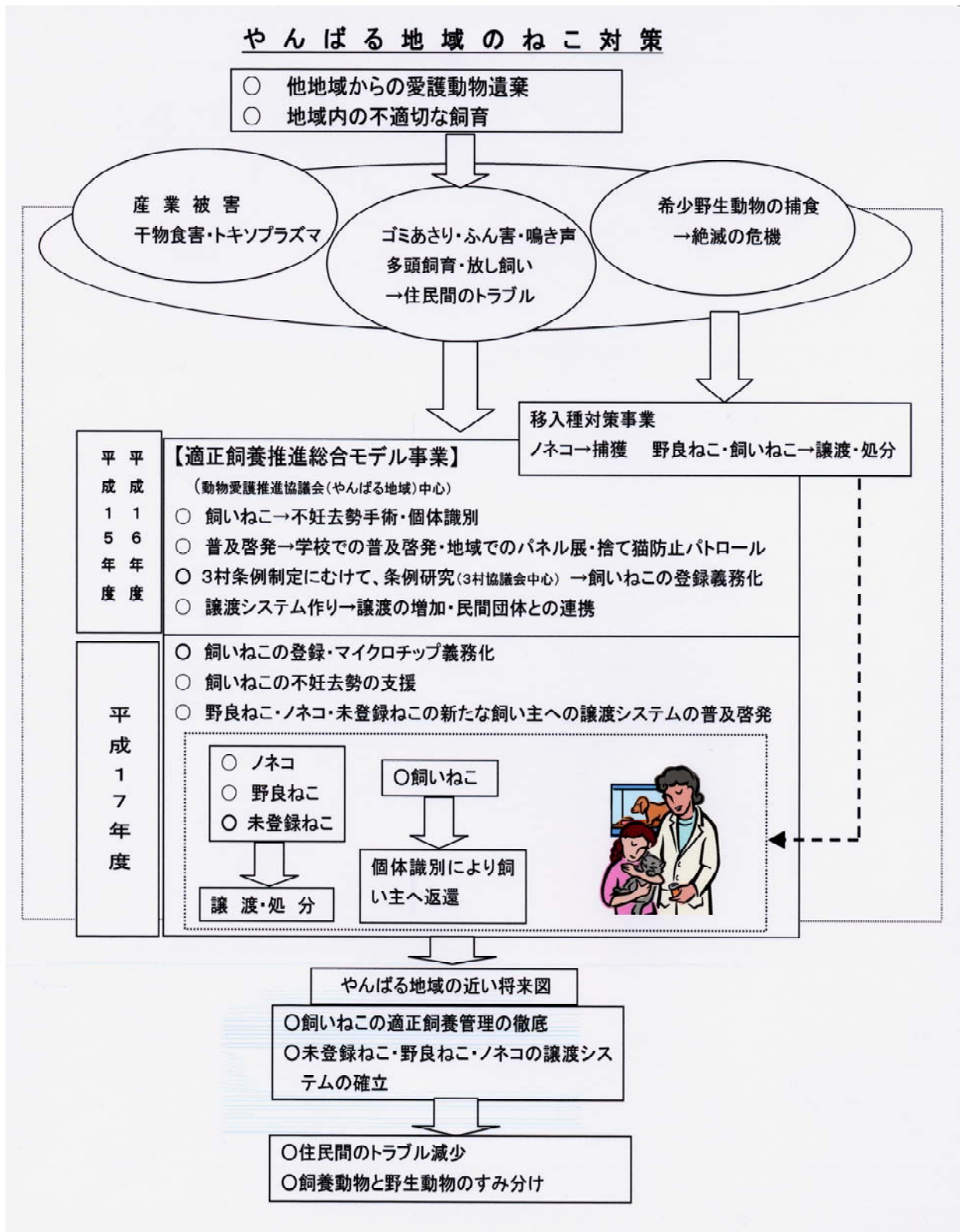
（北部地域各地で張り出した横断幕）



（3村合同区長説明会）

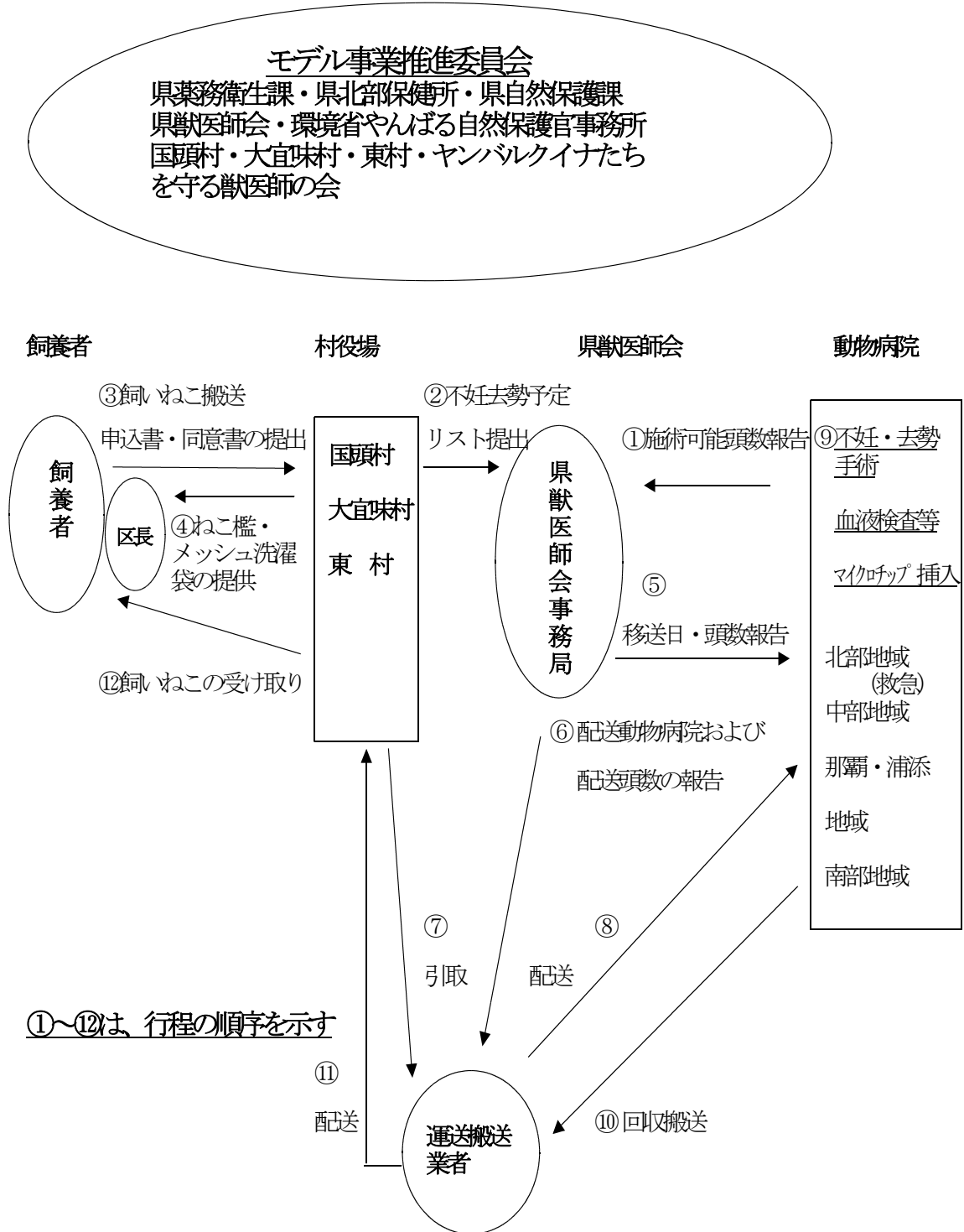


事業推進の全体像



業務の関連について、以下業務フローチャートとして図に示す。

飼育動物との共生推進総合モデル事業のフローチャート



4 推進体制について

事業を円滑に推進するため、関係行政機関や民間団体による「飼養動物との共生推進総合モデル事業推進委員会（以下、「推進委員会」と記載）」を設置し、事業内容等を検討することとした。

(参考)

飼養動物との共生推進総合モデル事業推進委員会（要綱）

(1) 目的

飼養動物との共生推進総合モデル事業を推進するために、事業の緊密な連携を確保する。北部3村（国頭村・大宜味村・東村）における事業推進の為に、必要な連絡調整及び事業推進の具体的な協議を行う

(2) 協議事項

- 1) 適正飼養、動物愛護普及啓発活動について
- 2) ねこの飼養実態調査について
- 3) 不妊去勢手術等有効な繁殖制限の実施について
- 4) 首輪・マイクロチップ等個体識別の導入について
- 5) 動物愛護推進協議会(北部地域)の発足について
- 6) 飼いねこ条例の制度研究について

(3) 構成員

沖縄県薬務衛生課担当

沖縄県北部保健所生活環境課担当

国頭村環境衛生課担当

大宜味村環境衛生課担当

東村民生課担当

環境省やんばる自然保護官事務所担当

沖縄県文化環境部自然保護課担当

沖縄県獣医師会担当

ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会担当

なお、協議の内容に応じ、上記以外の関係者を構成員に加えることができる

(4) 事務局

沖縄県薬務衛生課及び北部保健所が事務局を担当する。

推進委員会の構成と役割、選出された理由

県本庁主管課 薬務衛生課	事業の総括的取りまとめ。事業実施及び各推進委員との調整。 国費及び県費の予算執行。環境省との事業調整。
北部保健所 生活環境課	推進委員会の座長及び北部3村間の事業連絡調整。 北部保健所における動物一時保護抑留施設の活用支援。
国頭村 環境衛生課	国頭村内の具体的な事業推進及び取りまとめ。 村内各字区長及び飼育者との連絡調整。
大宜味村 環境衛生課	大宜味村内の具体的な事業推進及び取りまとめ。 村内各字区長及び飼育者との連絡調整。
東村 民生課	東村内の具体的な事業推進及び取りまとめ。 村内各字区長及び飼育者との連絡調整。
環境省やんばる 自然保護官事務所	北部3村内の環境省の各種自然保護事業と本事業との連携及び地域情報の提供。
県文化環境部 自然保護課	県自然保護課のマングース捕獲事業及び希少野生動物保護と本事業との連携。
沖縄県獣医師会	不妊去勢手術、マイクロチップ挿入及び普及啓発活動。 参加動物病院との事業連絡調整。県と事業請負。
ミヤギ産業	3村内のねこ飼養者及び区長から県下の参加動物病院へのねこの移送。 飼養者及び役場職員のねこの適正取り扱い技術の伝達。県と事業請負。
ヤンバルクイナたち を守る獣医師の会	ねこの適正飼養及び希少野生動物保護の普及啓発活動による本事業との連携。各種自然保護団体との連携。

Ⅲ やんばる地域におけるねこ飼養の実態（現状）と問題点

1 やんばる地域の概要（自然、人口、文化等）

(1) 沖縄本島北部地域の概要

沖縄本島北部地域は、ヤンバルクイナやノグチゲラなどが生息する野生生物の宝庫として知られた地域である。また、那覇市などの沖縄本島全域の水源として、緑深い森を抱え、都市地域住民のレクリエーション、憩いの地でもある。なお、この地域には、地域面積の約4分の1を占める在沖米海兵隊ジャングル戦闘訓練センターがあり、そこでは地域住民の立ち入りが制限されている。

北部地域は、観光拠点からはずれている地域ではあるが、近年では、県外からのエコツーリズム、修学旅行などの他、少人数の観光客も増加している。また県外への移動手段を飛行機に頼る沖縄本島住民にとっては、中心的那覇市街から車で2時間程度で行ける行楽地でもある。

一方、北部地域は雇用の場が少ないことから、若者が定着せず、高齢化が進むとともに、過疎化が進行した地域でもある。しかし、この地域は、最小の行政区として各集落単位に区（字）を形成し、昔ながらの助け合い、共同扶助の風土が色濃く残っている。

(2) やんばる地域とは

沖縄島は、琉球列島のほぼ中央に位置し（琉球列島中部）、列島内で最も大きな島である。動物地理学的には、東洋区に属するが、北方系と南方系の生物が同居する移行帯に位置している。琉球列島中部は地史的スケールで見ると、中国大陸や日本列島、台湾から分離され、数百万年を経たと考えられ、列島中でもとりわけ生物種の固有性の高い地域である。沖縄島の中でも特に、国頭村、大宜味村、東村の3村は、イタジイを中心とする森林が広がっており、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナゴコガネ、オキナワトゲネズミ、ホルストガエル、ナミエガエルなどに代表される多数の固有動物が生息している。

この地域を含む沖縄島北部地域は山がちなことから、琉球王朝時代から「やんばる」と呼ばれ、その範囲も恩納村以北と現在よりも広域に用いられていた。しかし、やんばるも南部から徐々に開発が進められ、希少野生生物が生息する自然、豊かな地域も狭められ、生態学的見地から示すやんばる地域は3村、とりわけ塩屋ー平良（S-Tライン）以北に限定されるケースが多い。

復帰以降、この地域の自然特性について、県内外の関心は急激に高まってきた。このような意識の高揚の背景には、開発によりやんばるらしい地域が縮小している一方で、この地域の自然のすばらしさがよく理解されてきたことも上げられる。

近年になって、やんばる地域の豊かな自然は、森林施業、農地開発、ダム開発、米軍演習など様々な開発による森林伐採やそれらに伴う赤土流出等の環境変化や、外来種であるマングース、ノネコ、ノイヌなどによる在来種の捕食などの影響をうけていることが報告されるようになってきた。

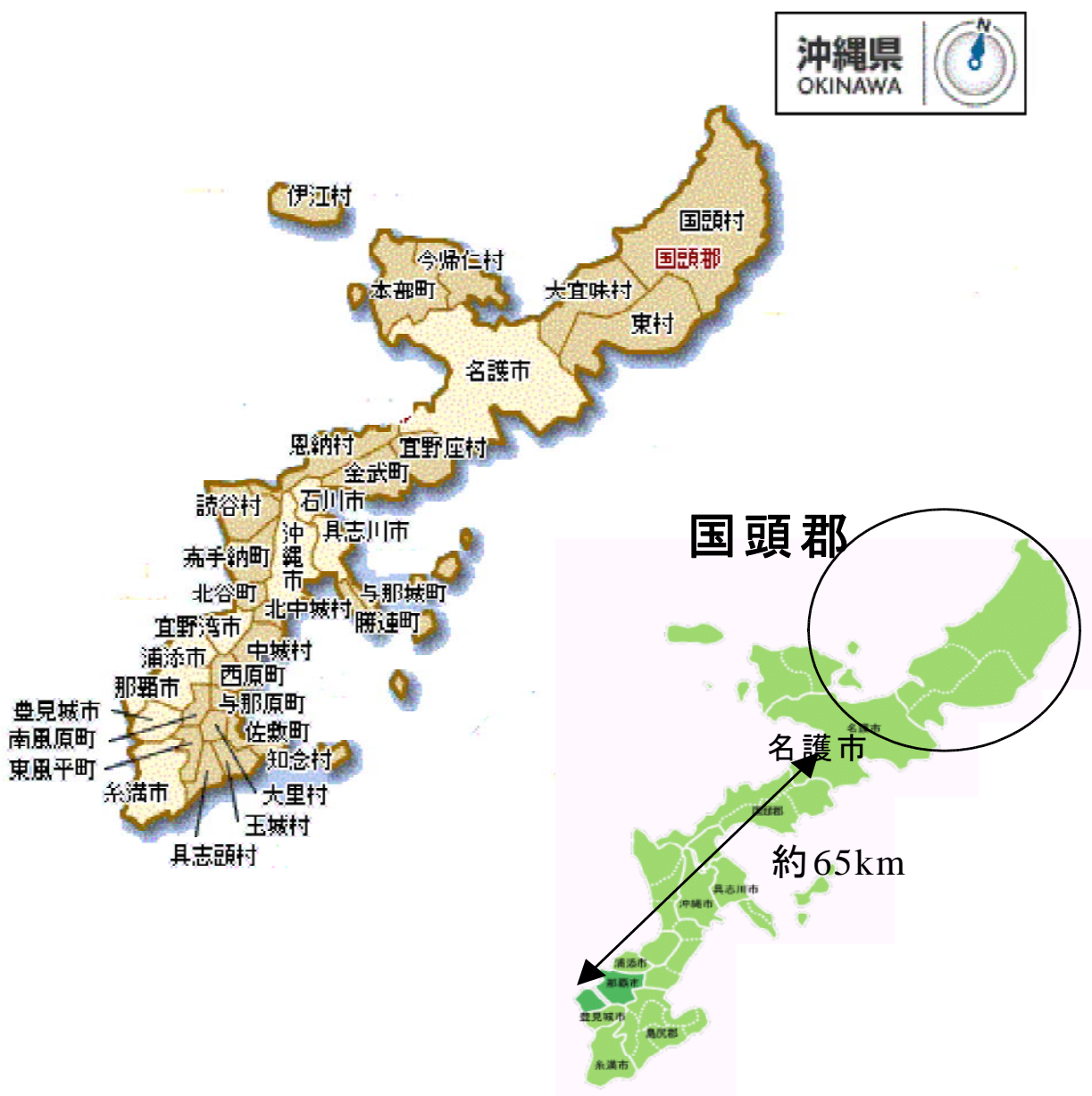
(3) 危機的状況にあるヤンバルクイナ

1980年代にヤンバルクイナが発見された当時、沖縄本島北部に限定されているとはいえ、生息域は広く（国頭村・大宜味村・東村）、生息数も2,000羽前後であることが判明した。その

後、1985年から2000年までの15年間で生息域面積は25%減少し、生息南限ラインは約10km北上した。2000年以降大宜味村でのヤンバルクイナの生息は確認されていない。さらに2003年の生息域面積は狭まり、18年間で約40%減少している。

沖縄本島北部では、ダム建設による森林の伐採や大規模林道の建設、生息域の分断などの環境改変が著しく、特に林道によってマングースやノネコの森林内への拡散進入も原因とされている。1910年にハブやネズミの駆除を目的に沖縄本島南部に導入されたマングースは、ヤンバルクイナと同様に昆虫、両生類、鳥類及びその卵が共通の食餌であり、マングースの北上とともにヤンバルクイナが生息域を北上、縮小させている。

北部地域の地図・沖縄県の全体図



(4) 国頭村

○ 位置と特色

沖縄本島最北端にある村で、東は太平洋、西は東シナ海に面し、面積の90%が山林原野で占められている。長い間「陸の孤島」といわれていた。面積は194.8km²。村の人口は5,647人。

国頭村は沖縄本島の最北端、北緯26度、東経128度付近に位置する。東側は太平洋、西側は東支シナ海に面し、南側は伊湯岳(446m)の分水嶺を起点として、東に流れる新川川、西に流れる屋嘉北川をもって、東村、大宜味村と隣接している。

本村は、県内では4番目の広い面積を有し、その大部分が山林原野となっている。

○ 地勢と地質

本島最高峰の与那覇岳(503m)、西銘岳(420m)、伊湯岳(446m)など大小幾多の山々が中央部を縦走し、その山岳が連なり海岸近くまで丘陵地となっている。そのため河川勾配が急で、かつ流路延長が短い河川が多く、その流域にわずかな平坦地が配置されている。地質は粘板岩土壌、国頭れき層、古世紀石炭岩土壌、沖積土壌と4種に大別され、粘板岩が土台を形成し、その上に北から南へ帯状に縦走する形で古世紀石炭岩があり、東海岸の丘陵地には国頭れき層がかぶさっている。

○ 自然環境

国頭村は沖縄本島の最北端にある村で、東は太平洋、西は東シナ海に面し、面積の約90%が山林原野で占められている。村の中央部には、沖縄本島最高峰の与那覇岳(503m)をはじめ伊湯岳(446m)西銘岳(420m)が主軸をなす大小幾多の山々が縦走し、これらを分水嶺として西海岸へ比地川、与那川、辺野喜川、東海岸へは奥川、楚洲川、安田川、安波川が注いでいる。安波川、普久川、辺野喜川にはダムが建設され沖縄の水瓶となっている。

(5) 大宜味村

○ 位置と特色

沖縄本島北西部にあり、西は東シナ海に面し、東は沖縄本島北部を縦に二分する山地を境として東村に接している。本村の76%は森林で低地は極めて少なく、海岸に接する形で段丘面が開墾されている。面積は63.1km²。村の人口は3,309人。

「長寿の里」「シークワサーの里」「芭蕉布の里」「ぶながやの里」として知られ、中でも日本一の長寿村として、豊かな自然の恵みを生かした伝統ある食文化などが、多くの注目を集めている。大らかな自然に囲まれた大宜味村は、まさに「沖縄の桃源郷」となっている。

本村は沖縄本島北西部、北緯26°36′～26°43′、東経128°5′～128°12′の間に位置しており、県都那覇市から北に約87km、北部圏の中心部である名護市からは約22kmの距離にある。

○ 自然環境

西は東シナ海に面し、東は沖縄本島を縦に二分する脊梁山地を境として東村に隣し、北は田嘉里川をもって国頭村に、また南は山岳帯の分水嶺をもって名護市に隣し、東西8km、南北14.4km、総面積は県内第8番目の広さを持っている。

本村の総面積の約76%は森林で、ほぼ中央に標高300m内外の山々が連なっている。その山々を源として大保川(延長12km)をはじめ大小16の河川が東シナ海にそそいでいる。低地は極めて少ないものの、海岸に接する形でそり立つ急傾斜地の奥には標高150～200mの広い段

丘面が発達しており、古来ここに開墾地を求めてきた。海岸にはさんご礁が発達し、内陸の環境保護に大きな役割を果たしている。また大保川の河口部には内海の形を成す塩屋湾があり、マリンスポーツや養殖の格好の場となっている。土壌は、古期石炭岩からなるネクマチ岳周辺を除いてPH4前後の強酸性土壌であり、農作物の種類を限定する要因となっている。

(6) 東村

○ 位置と特色

沖縄本島北部の東海岸にあり、東西に4～8km、南北に26kmの細長い村で、6字から構成され、大小14の河川がある。面積は81.8km²。村の人口は1,861人。

東村は「山原^{やんばる}」と呼ばれる沖縄本島北部の東海岸にあり、北は国頭村および大宜味村、南西は名護市と接し、南東は太平洋に面し、東西に4～8km、南北に26kmの細長い村である。

山地丘陵が広がる村域は、北から高江・宮城・川田・平良・慶佐次・有銘の6字で構成され、各字には豊かな森林に源を発する大小14の河川があり、主だった川として新川川・福地川・慶佐次川・有銘川がある。新川川と福地川にはダムが築かれ、中でも福地ダムは北部5ダムの中核として県内最大規模の国ダムとなっている。

○ 自然環境

村域の約72%は森林で、福地ダムから新川ダムにいたるそれらの森林は沖縄本島の脊梁山地を形成している。返還が取りざたされている北部訓練場を含む森林地域は、絶滅の危機が心配されている貴重な動植物が生息する、世界に誇れる豊かな自然環境を有している。村域全体の耕地面積はわずか10%強であるが、豊かな河川を利用した湖沼ダム面積は県内で最も高い約4.7%となっている。

○ 交通

山の多い険しい地形のため、かつては「陸の孤島」と呼ばれるほど他の地域から隔絶されている。現在では国道331号線により名護市や大宜味村と結ばれ、国道より分岐し北上する県道で国頭村と結ばれている。村道や農道も舗装整備され、道路事情は明らかに良くなり、本村の広域的な連携の中での振興発展を促進している。

○ 自然文化遺産

森林には他の2村同様、国特別天然記念物であるノグチゲラやヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴガネ、ケナガネズミなど多くの貴重な生物が生息している。慶佐次湾のヒルギ林(マングローブ)は、沖縄本島では最大規模で、国指定天然記念物となっており、近年はエコツアーによる利用が行われている。

また、川田の国頭サバクイや有銘の大綱引き、組踊など、各字では豊年祭などを通して豊かな伝統民衆文化が継承されている。

面積・人口

市町村	面積(km ²)	人口(人)男	女	計	世帯数	人口密度(人/km ²)
県 計	2,272.13	657,659	680,316	1,337,975	466,279	589
国頭村	194.80	2,835	2,844	5,679	2,130	29
大宜味	63.12	1,614	1,702	3,316	1,278	53
東 村	81.79	1,018	835	1,853	712	23

※ ねこ飼養世帯数、ねこ飼養数、野良ねこ数

村 名	各村の 世帯数	世帯あ たりの 住民数	世帯あ たりの 猫飼養 頭数	飼養数	雄	雌	野良猫
国頭村	2,324	2.5	0.1	138	69	69	91
大宜味村	1,572	2.2	0.1	192	77	94	0 (未報告)
東村	797	2.5	0.1	82	43	39	92
計	4,693			412	189	202	183

*事業開始前のねこ飼養実態アンケートは、資料編1 1(126頁～131頁)に掲載

産業構成

	1次産業	2次産業	3次産業
国頭村	23.4%	20.0%	56.6%
大宜味村	20.0%	26.5%	53.4%
東村	47.7%	18.8%	33.5%

2 やんばる地域におけるねこの飼養の実態（現状）と問題点

(1) 北部3村における、ねこ飼養の現状と事業推進時の課題

捨てねこが繁殖して、部落内に住みつき各村の環境衛生担当へ苦情も多数寄せられていた。住民からは、徘徊犬と同様に捕獲し、処分してもらいたいとの意見が圧倒的に多く、有効な手立てに苦慮していた。

県としても、飼いねこの引き取りは、やむを得ない事情においては受け入れるが、野良ねこについては所有者があるかどうか判らないことから、積極的に市町村に野良ねこ対策として捕獲行為を行うことは実施しないように指導していた。各村の区長は、実質的に村行政の末端組織としての機能を持たされており、野良ねこ対策を区民から求めれていたが、餌やり者、多頭飼育者が同じ地域の住民でもあり、ことさらに強く指導できず、村行政当局へ対策を求めている。

北部地域の野良ねこにエサをあげる者の中には、「拾ってきたねこだから」との理由で大切に養うことへの認識が低く、そのため、ねこの栄養状態も非常に悪く、不妊去勢処置など不要と考える者も多かった。また、住民から非難されてはいても、餌やりなどの行為が、減少することはなかった。

また、地域全体の希少野生生物が危機的な状況にあることから、単に地域のねこ対策として不妊去勢をして地域に放すなどの対応もできない状況であった。地域住民の動物観、人と動物との共生の理念確立が重要な課題であった。

(2) 地域の動物に関わる認識と課題

この地域は、今までも長い間、無獣医師地域でもあり、動物の生理・生体についての専門家も少ないこと、また、過疎地域であり、比較的収入の少ない世帯も多いため、不妊去勢など動物の繁殖制限措置などは飼い主に経済的負担感も強く、動物の適正飼養がうまく進んでいない地域でもあり、財政的にも支える仕組みが必要であること等が課題であった。

また、平成16年2月に「平成15年度飼養動物との共生推進総合モデル事業」に関わるペット（ねこ）についてアンケート調査を実施し、これらの課題が浮き彫りになった。

参考) 飼養動物等のアンケート調査の結果

北部地域におけるねこの飼養実態及び地域住民の動物に関する意識を調査するため、平成16年2月にアンケートを実施した。調査項目としては、「ねこの飼養実態」「不妊去勢についての意識」「野生希少生物と本モデル事業の認知度」「マイクロチップの認知度」「本事業の受け止め方」を取りあげた。

「平成15年度飼養動物との共生推進モデル事業」に関わるペット（ねこ）についてのアンケート調査の概要

1) 具体的活動内容及び項目

- ① 「平成15年度飼養動物との共生推進モデル事業」北部3村の不妊去勢手術及びマイクロチップ挿入実施者へのアンケート調査
- ② ①の未実施者でねこの飼い主へのアンケート調査5月
- ③ ①・②の集計及び意識傾向の分析

2) アンケート調査地区対象数

1) 実施者	2) 未実施者
ア 国頭村実施者 43名	ア 国頭村実施者 27名
イ 大宜味村実施者 30名	イ 大宜味村実施者 20名
ウ 東村実施者 23名	ウ 東村実施者 17名
小計 96名	小計 64名

1) + 2) の総計 160名

3) 調査推進体制について

当該計画の事業目的を達成するために、県獣医師会及び北部3村の担当課の推薦するものを雇用し、個別に飼い主と面接し、設問に答えてもらう。

関係者による「飼養動物との共生推進総合モデル事業推進委員会」で集計・分析内容を検討する。

*アンケートの内容及び結果は、資料編6（99頁～120頁）に掲載

3 やんばる地域のねこによる被害等の実態

(1) ゴミあさり、糞害、鳴き声で、地域の苦情も多い

当地域は、捨てねこにエサを与える人も多く、そのような人に最も負担となることは、いつの間にか増える子ねこたちである。また、野良ねこによる地域の希少野生生物の脅威となっていることもあり、何らかの対策が必要であった。

しかし、管轄する保健所や各村役場は、有効な手段を見いだせないまま、犬の捕獲や養いきれなくなったねこの保護などに追われていた。

集落内のねこは、捨てねこが繁殖したものも多く、エサを毎日あげながらも、自分は飼い主ではないという意識の飼養者も多い。しかし、一方エサやりが原因で飼い主不明のねこが増え、集落内のゴミ荒らしや糞害がもたらされていると苦言を呈する住民も多く、このことが原因で集落内での反目や動物嫌いが増えていることが、役場や区長に伝えられていた。

集落内のねこによるゴミあさり写真



(2) 産業の被害

1) フヌイユ（シイラの日干し）の食害

国頭村宜名真区では、ねこによるフヌイユの食害を防ぐため、30年以上にわたり集落でのねこの飼養をする区民はいないという。しかし、宜名真漁港や、近隣に茅打ちバンタならびに辺戸岬といった沖縄海岸国定公園の園地があるために、そこにねこが棄てられ野良ねことなる。野良ねこは、釣り客が棄てたオキアミや小魚、園地内食堂の生ゴミなどで生き延び、フヌイユの食害も起こっている。

（30年以上前に集落で飼育されたねこも、区の学校前に棄てられたねこであったという。）

* フヌイユは、国頭特産の名品。冬の初めに脂がのって回遊してくるシイラ（方言名でマンビカー）をパヤオで釣り、冬の季節風ミーニシ（新北風）に当てて、干物にしたもの。国頭村でも特に宜名真のものが有名。

2) 養豚業への被害

養豚業の盛んな地区では、ねこが豚にトキソプラズマを媒介するため、その影響が危惧される。国頭村楚洲区では2戸がねこを飼養しているが、不妊手術をし、室内で飼育を行っている。

(3) 希少野生動物の捕食

ノネコやノイヌによる希少野生動物の食害については、ノネコによるオキナワトゲネズミ食害（宮城，1976）、ノネコによるワタセジネズミとノイヌによるオキナワトゲネズミ、ノグチゲラ（北部ダム事務所，1995）、ノネコもしくはノイヌによるオキナワトゲネズミ、ケナガネズミ、ワタセジネズミ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、ナミエガエル（日本野鳥の会やんばる支部，1997）、ノネコによるホントウアカヒゲとノネコもしくはノイヌによるホントウアカヒゲ（河内・佐々木，2002）、オキナワトゲネズミ、ケナガネズミ、ワタセジネズミ、ノグチゲラ、カラスバト、イボイモリ（城ヶ原ほか，2003）の報告がある。

また2001年には山階鳥類研究所が、国頭村北部の山中で採集した糞にヤンバルクイナの羽を確認し、その糞中の体毛をDNA分析した結果、排泄者がねこであることを報道発表した。

さらにやんばる野生生物保護センターでは、2002年2月21日に安波ダム駐車場で採集されたノネコ糞からアカヒゲの羽、西銘岳から採集されたノネコ糞からオキナワトゲネズミの体毛を確認している。

一方、昆虫類など希少野生動物以外の在来種についても、幅広く捕食することが報告されており、このことは在来動物との間で餌の競合が生じる可能性が伺える。

(4) その他の報告事例

- 1) 1998年2～4月、大宜味村喜如嘉の飼いねこが、11個体の死んだワタセジネズミを口にくわえて飼い自宅に持ち帰った。このねこは、以前にアカヒゲを持ち込んだこともあるという。
- 2) 1999年7月3日、国頭村奥の山地にあるミカン畑で野良ねこがヤンバルクイナを襲撃。ヤンバルクイナは頭部に1cm程度の裂傷と出血、嘴先端部のかみ合わせ不良が確認されたため、野生復帰をあきらめ、ネオパークオキナワにて飼育を行っている。
- 3) 2002年1月27日、国頭村奥第Ⅰ林道で、2002年2月14日奥第Ⅱ林道で、それぞれサンバ1個

体の死骸が同一のカメラマンにより発見され、やんばる野生生物保護センターに収容された。いずれもその状態からノネコに襲撃されたものと判断された。

- 4) 2002年冬、国頭村安田集落内の路上で区民によりヤツガシラの死骸が発見された。その数日前から野良ねこが飛翔中のヤツガシラを襲撃しようとしているのが確認されていた。
- 5) 2004年10月24日、国頭村安田のミカン畑で発見されたヤンバルクイナの死骸は、その状況からノネコに襲撃されたものと判断された。
- 6) 2004年9月17日（国頭村がヤンバルクイナの日を宣言した日）、国頭村内の林道の側溝からヤンバルクイナの羽数片が両性爬虫類の研究者によって収集される。11月やんばる野生生物保護センターに届けられ、後ほど詳しく分析したところ、複数個体の死骸であることが判明した。死亡状況から猛禽類などの鳥類ではなく、ノネコに襲撃された可能性が疑われる。

上記のノネコやノイヌはペットに由来するものである。昨今のエキゾチックアニマルブーム、世界中に流通する物資の輸送・通信システムなどを考えると、今後はねこだけでなく様々なペット遺棄が繰り返され、地域の自然がより深刻な状況に追い込まれる可能性が高い。

やんばる野生生物保護センターには4件のアライグマの目撃情報も寄せられており、そのうち3件は北部3村の林道もしくは森林内である。近年、北海道や神奈川県鎌倉市、岐阜県など国内でもアライグマによる農作物被害、在来種への影響が報告され、駆除が行われている。

アライグマは原産地が北米から中米と広域であるが、そのうち中米コスタリカではパイナップルの被害獣として駆除されていることから、やんばる地域でのアライグマの野生化は甚大な農作物被害をもたらすことが懸念される。

新聞記事：

- 2001年12月19日 琉球新報 ヤンバルクイナ 野生化ねこの捕食を裏付け、ふんDNA分析で判明。山階鳥類研究所が発表。県と環境省「排除」検討へ。
- 2002年1月12日 沖縄タイムス ノネコ被害 希少ネズミも捕食。琉大農学部グループ マングース以上の脅威。
- 2002年4月19日 沖縄タイムス ノグチゲラがノネコの被害に。国頭村照首林道。ふんから羽根やツメ。移入動物で生態系へ影響。

ネコに食べられたやんばるの生き物たち

哺乳類



ケナガネズミ(国指定天然記念物)
・日本最大のネズミ・固有亜種
・一千頭以下といわれている。



ケナガネズミの体毛



オキナワトゲネズミ(国指定天然記念物)
・やんばるの固有亜種・危急種



オキナワトゲネズミの体毛

鳥類



ホントウアカヒゲ(国指定天然記念物)
・やんばるの固有亜種・危急種



ホントウアカヒゲの羽毛

両生類



ナミエガエル(県指定天然記念物)



ナミエガエルの骨

4 地域における先進的な取り組み

国頭村安田区の取り組み

国頭村安田区は、本島北部の東海岸にある90世帯、人口220人、半農半漁の小さな集落である。平成2001年9月から「ヤンバルクイナをはじめとする自然環境の保護なしに、区の発展もあり得ない」としてペットの適正飼養についてのルールづくりを始めていた。2002年2月に区独自の「ネコ飼養に関する規則」※注をつくり、ねこの登録や飼い主が分かるマイクロチップの埋め込みを飼い主に義務付けた。この区の取り組みを知った獣医師の有志が、平成14年にヤンバルクイナたちを守る獣医師の会を発足し、ねこの被害に対して、マイクロチップの埋め込みや不妊去勢手術の為に臨時手術室を公民館に設置して取り組んだり、飼いねこを室内で飼うことの利点や、放し飼いによる希少野生生物への被害を訴えるパネル展示などを行い、安田区の取り組みを支援していった。

本事業では、このような先進的な取り組みを参考として推進していった。

※注「ネコ飼養に関する規則」は、区内で飼われているねこ（9匹）に、飼い主による病気の予防や遺棄の禁止を義務づけているほか、所有者が分かる個体番号が記載されたマイクロチップを埋め込み、区への飼養登録を義務づけている事が特徴となっている。

2002.5.10 掲載記事（琉球新報社提供）

マイクロチップ、登録義務

国頭村安田区・ネコ飼養規則

希少動物保護へ独自施行

【国頭】ヤンバルクイナを計画。区活性化委員 去勢 避妊の手術を区内 最後まで責任持って飼う 大な絶滅の危機にひん (中根委員長) が中心の飼いネコはすべてに ようにしてほしい。この している希少動物を捨て になり、今年から九条の られたペットから守ろう 規則で、六条の施行規定 と、国頭村安田区(伊計 伊計区は「希少動物 忠区長は「一日、ネコを 飼養に関する規則」を施 行した。

規則によると、飼い主 には病気の予防や遺棄の 禁止、個体番号が記され ているネコ(九匹)に 所有が分かるマイク ロチップの埋め込みや区 への飼養登録を義務付け ている。環境省や八幡野 生生物保護センターは 置を講じることも指 示している。

【国頭】独自の規則 的(と野備)して、 安田区では、捨てる 野ネコが希少動物を捕 食する状況が確認され ている。区の協力を得て、マイ クロチップの埋め込みを

の涙 志 禁 止 自 然 保 護 団 体 は 匹 の 子 猫 が 捨 て ら れ て いるのが見つかった。 区では例年、ゴル デンウィーク中に捨て るネコ、大量のこ んごがあることから、 今年はずっとも活動の一 環として奥道沿いに注 意看板を設置したほか、三 日五日にはキャンパ ーや釣り人らにチラシを配 布した。その取り組みの 中での捨てネコに区は 憤っている。

【国頭】独自の飼 養規則を制定した ばかりの国頭村安田区 (伊計忠区長)で五日午 後、集落内公園わきに一



保護されてミルクを与えられる子ネコ—国頭村安田区

【国頭】独自の飼 養規則を制定した ばかりの国頭村安田区 (伊計忠区長)で五日午 後、集落内公園わきに一

【国頭】独自の飼 養規則を制定した ばかりの国頭村安田区 (伊計忠区長)で五日午 後、集落内公園わきに一

【国頭】独自の飼 養規則を制定した ばかりの国頭村安田区 (伊計忠区長)で五日午 後、集落内公園わきに一

【国頭】独自の飼 養規則を制定した ばかりの国頭村安田区 (伊計忠区長)で五日午 後、集落内公園わきに一



クイナもネコも守ろう

開発や移入種の捕食で絶滅の危機にあるヤンバルクイナなど北部の野生生物を守り、駆除されるネコをなくそうと、国頭村安田区や県内の獣医師がネコの適正飼育を目指す活動を始めています。安田区は「まず地元から」と案内飼育登録制などを盛り込んだ独自の飼育条例を検討。四月の制定を目指す。区のホームページ

HP開設、パネル展… 多彩な地域支援

活性化委員会で検討している。獣医師らは「野生動物とペットの両方にかかわる地域でも屋外でネコを飼うとがある」と有志を募って「ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会」(長嶺隆代)を立ち上げた。二十四日には両者が協力して区民の飼育ネコを対象とした去勢・避妊手術とパネル展を区公民館で開く。

捨てられたペットは北部以外の地域から持ち込まれ、たどられているが、北部地域でも屋外でネコを飼っている例が多い。これらのネコが、野生動物を捕食する可能性もある。

ふるこの野生生物を守りたいと、安田区の上地哲区長が「捨て猫・犬は県全体の問題だが、まずは地元からできることをやろう」という。ヤンバルクイナもこのままではなくなってしまう」と住民の声を掛けた。

「獣医師の会」立ち上げ

独自「飼育条例」制定を目指す

「ペットの適正飼育や繁殖管理など獣医師が積極的にかかわらなければ解決できない」と県内の獣医師ら一月に結成した。ペット野生動物両方の情報を載せたホームページを作成し、ほか、飼猫に個体識別のためのマイクロチップをめぐめ込み、適正飼育を訴え催しも開く予定だ。

長嶺代表は「無責任な飼い主が野生動物を絶滅にいやり、不幸なネコを生み出している。県民に、地が努力している姿を見てほしい」と話した。

アドレス: <http://homepage1.nifty.com/kunigami/yanbaru/>

IV 主要な事業内容

本事業では、終生飼養及び所有者責任の徹底を図るため、地域内の飼いねこの県内各地の動物病院への搬送等を行い、不妊去勢手術及びマイクロチップの挿入を実施することとした。

1 ねこの所有者明示（マイクロチップ等個体識別措置）

(1) 実施体制確立までの調整過程（県獣医師会を中心として）

本島北部には、名護市を中心に4ヶ所の動物病院がある。規模的に、対応できる場所は1ヶ所であった。施術料、マイクロチップに関する技術料については、ボランティア的な費用で対応することで、県獣医師会とこの事業における了解事項が得られた。しかし、一部の動物病院に負担を強いることのないようにする必要があった。

また、推進委員であったヤンバルクイナたちを守る獣医師の会の会員から、県獣医師会としての関わりに本格的に移行するようとの働きかけもあり、県獣医師会会長以下獣医師会事務局も、「社会貢献」と積極的に受け止め、会としての事業推進が内定した。これにより、効率化よりも動物病院の参加結集を重視して、若手の30名近くの動物病院の院長が、獣医師会の事業としてボランティア的に関わっていくことになった。

また、県獣医師会内部では、北部地域に限らず、狂犬病予防注射の実施も含めて、地域課題への対応や市町村と県獣医師会会員との社会的な関わりについてのモデルケースとして積極的に対応するとの、合意形成が図られた。

(2) 受入病院の選定

推進委員会の獣医師は、全ての病院へ本事業を啓発するポスターを配布し、個別に電話で趣旨を話し、了解を1人1人からとっていった。すでに、マイクロチップリーダーは、小動物病院の大半が、今後の診療に必要となるとして、2年前からほとんど全ての病院で所持していた。その中で、

- 1) 広く薄く会員の負担を分散する
- 2) 事故等のトラブルに対しては、県獣医師会として対応すること
- 3) 飼いねこの健康状態の把握が不十分な中での手術対応となる
- 4) 移送業者による飼い主からの情報提供
- 5) 承諾書・注意事項の事前配布と回収

などの説明をおこない、事業について全ての受け入れ病院の理解が得られた。

(参考) 飼養動物との共生推進総合モデル事業」事業協力動物病院

動物院名	病院長名（獣医師名）／所在地・代表役職名（順不同・敬称略）
1	喜納動物クリニック（喜納政規／本部町字謝花）
2	動物病院そらの救急箱（崎浜美香子／本部町字野原）
3	金城動物病院（金城文安／名護市港）
4	ヤンバル動物診療所（大城菅雄／名護市字大北）
5	ホサナ動物病院（田中 功一／石川市東恩納）
6	ながみねどうぶつクリニック（長嶺 隆／具志川市前原*ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会会長）
7	みどり動物病院（島袋 端／具志川市みどり町）
8	いけはら動物病院（池原秀壱／沖縄市比屋根）
9	tama動物病院（玉城尚登／沖縄市古謝）
10	フレンズ動物病院（池原一仁／北谷町北前・県小動物獣医師会長）
11	あんじゅ動物病院（大城安寿／宜野湾市真志喜）
12	ぎのわん動物病院（澤田尚丈／宜野湾市字志真志）
13	宮里獣医科病院（金城英企／宜野湾市字志真志）
14	西島動物病院（西島 淳／浦添市仲間）
15	牧港ペットクリニック（又吉栄一郎／浦添市牧港）
16	蘭動物病院（横田玲子／浦添市屋富祖）
17	あかね動物病院（平安名盛己／那覇市首里平良町）
18	金城獣医科病院（金城秀敏／那覇市字金城）
19	西武動物病院（古堅雄彦／那覇市辻）
20	田中獣医科病院（田中時枝／那覇市銘苅）
21	那覇獣医科病院（高良忠清／那覇市字小禄・県獣医師会会長）
22	ヒマワリ動物病院（伊良波千景／那覇市牧志）
23	與那嶺獣医病院（與那嶺久雄／那覇市久茂地）
24	JUN動物病院（水口潤子／豊見城市字宜保）
25	ながいペットクリニック（永井良夫／豊見城市字豊見城）
26	宮城動物病院（宮城克夫／糸満市西崎町）
27	くどう動物病院（工藤俊一／南風原町字兼城）

* 沖縄県獣医師会の全動物病院（先島除く）50小動物病院中、27病院の参加。

(3) ねこの移送について

病院の負担を少なくするためにも、広く薄くねこの受入頭数を分散させたことにより、移送業者には大変な苦労があった。

- 1) 当該予定業者は、野犬捕獲や飼えなくなった犬ねこの引き取り及び負傷動物の保護収容、運搬並びに北部・中部保健所の一時抑留所の管理等の委託業務を受託実施している。選定理由として、移送業者の代表者は、愛護動物飼養管理者の資格を有し、従業員資格取得に積極的であり、動物の生理や習性を熟知していることがあげられる。
- 2) 今回の業務の中心となるねこの移送業務は、移送中の安全な取り扱いのみならず、ケージへの収容時、獣医師や飼い主への受け渡しなどで特別な経験と熟練が必要であり、動物の愛護業務に関わっている長年の実績や県の所有する移送車両の無償貸与などにおいても支障がなかった。

(移送事業に使用したねこ輸送車とねこ檻)



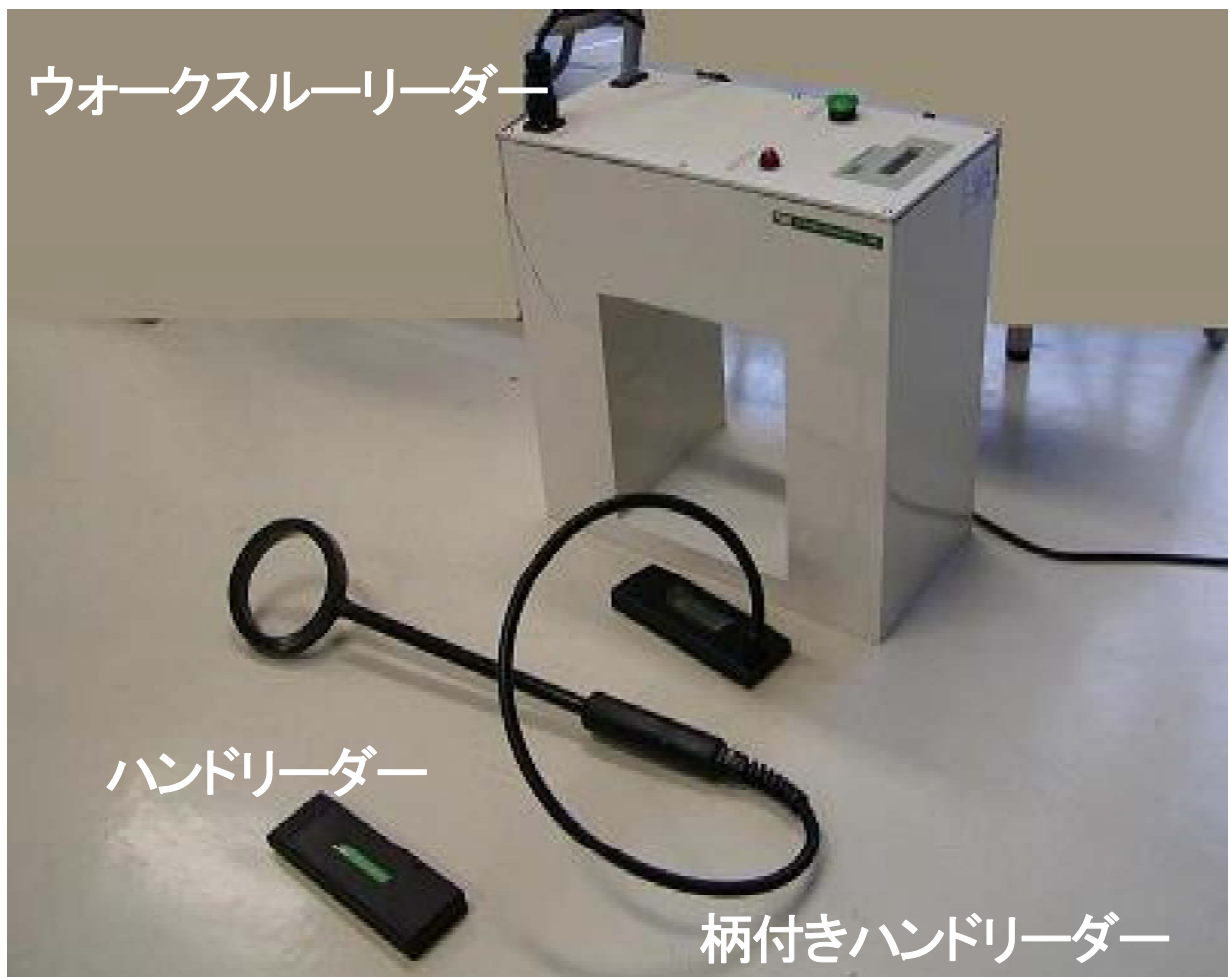
(4) データの管理方法、マイクロチップリーダーの設置場所

今回使用した、マイクロチップを読み込むマイクロチップリーダーは、5ヶ所に配置されている。携帯型のハンディタイプは、安価ではあるが、屋外飼育のねこは飼い主でも捕まえきれず、人慣れしていないねこに対しては、捕獲時の安全性の心配もあり、柄の長いタイプ4台を沖縄県で購入し、各3村に一台を無償貸与、北部保健所に一台配置した。

環境省のやんばる野生生物保護センターは、大型の高性能機を購入し、設置した。ノネコやマングース罨にかかったノネコ・野良ねこ・飼いねこの区別をするために、活用している。マイクロチップの入ったねこは、村を通じて飼い主に返すが、所有者不明の野良ねこは、捕獲地点に戻さざるを得ない為に、自然保護の目的からは、大きな課題となっている。

ちなみに、本事業に先だって、小動物獣医師会のほとんど全ての動物病院が、今後の動物病院の診療に必要なものとして、2年前からマイクロチップリーダーを購入、所持していた。

チップ・リーダー(ハンディタイプ・柄の長いタイプ・設置型タイプ) の各種写真



2 ねこの不妊去勢手術について

(1) 不妊去勢手術の実施頭数

主な事業内容として、国頭村、大宜味村、東村の北部3村（以下、北部3村と記載）の飼養ねこ全頭の不妊去勢手術とマイクロチップ挿入を実施し、適正飼養の普及啓発活動を推進することを目的とした。平成15年度は、3村合わせて237頭のねこに不妊去勢手術・マイクロチップの挿入を実施し、16年度は、210頭のねこに実施し、飼いねこのほぼ全てが、実施完了する予定である。

（公民館を活用した臨時手術室）



(2) 3村全世帯広報チラシの配布

ねこ飼養に係わらない住民にも本事業の全体像を紹介すること、及び不妊去勢手術に躊躇している未実施の飼い主に対して再度の呼びかけを目的として、北部3村の約5,000全世帯を対象に、本事業の概要と仕組みを紹介する新聞折り込みチラシを作成し、配布した。本事業の平成15年度開始時と平成16年度当初の2回実施した（チラシ2回・資料編9 123頁・124頁）。

(3) 公民館等での公開手術・パネル展示・飼育相談の実施

本事業は、動物病院が1軒もない無獣医師地域でこの事業を進めるためには、沖縄本島内の中部地域や那覇南部地域の動物病院へ全て移送するシステムを採用した。このシステムの弱点は、飼い主がどのような動物病院でどのように処置されるか全く知り得ないこと、見る機会がないことであった。また、動物に対する思いを身近に感じる機会を得られないことは、終生飼養の気持

ちを養う絶好の機会を失うことにもなる。

ねこの飼い主が、身近な所で、動物病院と同じ手術内容を見る機会をつくることを目的として、今回各村で各それぞれ1回ずつ、公民館等で公開手術を行った。

また、この機会に、地域で課題となっている、希少野生動物に重大な影響を与えている徘徊ねこの行動抑制の必要性、希少野生動物の危機的な状況等をパネル展示で示した。

地域の子供達にも、この地域が野生の宝庫であり、ねこの手術がねこをいじめているのではないこと。人と動物が共に生きるために、この事業が実施されていることを学んでもらう機会とした。

不妊去勢手術を行うと、鳴き声や発情が無くなり雄が寄ってこなくなったり、子宮や卵巣の病気がなくなったりするため、飼い主には、この手術でねこの飼養が容易になる理由を説明するとともに、日ごろ動物病院に行く機会のない地域でもあることから、ねこの体や病気について、疑問に答える場とした。

(公民館等でのパネル展示・説明会)



(4) 公民館等の施設での実施における注意点、苦労した点等について

1) 今回、手術を行ったねこの多くは人に慣れておらず、そのため逸走防止を考えると、本来なら出入り口は2重ドア、部屋は処置室、手術室、術前術後管理室と最低3つに区切られていることが望ましい。しかし、公民館等では使用できる部屋が限られているので、必ずドアの開閉の確認とねこをネットに入れて処置を行うよう徹底した。

2) 連れて来られるねこのほとんどはノミ予防がされておらず、また、すでにケージ内が糞尿で汚れているので、それらが飛び散り、ねこ同士や人への汚染が考えられた。その対策として実施場所にブルーシートを敷いて、即効性のノミダニ駆除剤を使用した。消毒の徹底、掃除に関しても、掃除機の後に消毒液のモップをかけるようにした。また、ケージ、ネット、グローブ、タオルなどは、その個体のみを使用するよう徹底した。

臭いについては、どうしてもねこが逃げないよう密室になるため、通気性が悪く臭いがひどいこともあった。

3) 餌を与えているだけの飼い主が多いことから、日頃の健康チェックが十分にされておらず、さらに、連続出産などによりかなり栄養状態の悪いねこが多いため、血液検査を必ず行うようにした。しかし、通常、麻酔の前に行うべき血液等の検査については、ねこが、その環境や人に慣れるまでの時間的余裕が無い事や取り扱う人の怪我防止などを考えると、手数ではあったが、最も安全性の高いとされる吸入麻酔後の採血とならざるをえなかった。

また、不妊去勢手術とマイクロチップ挿入が済んでいるにも関わらず、誤って連れて来られる場合があったので、手術痕の確認とマイクロチップの読み取りが必要であった。

術中の注意点としては、術前の絶水絶食が不十分であったため、誤飲を防ぐため、必ず気管チューブを挿管して行った。栄養状態が悪い事から、かなり組織が軟らかい個体もあったので、細心の注意が必要であった。

手術獣医師も初対面同士のメンバーで行うこともあったため、事前の打ち合わせや個々の確認、特に日頃慣れていないマイクロチップの挿入については、担当者を決めて行った。

麻酔覚醒時にねこが暴れるので、ケージに戻す時には、特に注意が必要であった。

3) 今回の事業により強く感じられた事は、通常病院内で行われる獣医師と飼い主とのやり取りが充分に出来ず、術前・術後のねこの状態を把握出来ないことであった。

(公開手術等に活用した東村の公民館)

飼い猫に識別チップ

県と環境省 適正飼育で出張手術 大宜味村

猫の適正飼育を進めようとする初めての出張手術。環境省と県は二十八日、大宜味村大兼久公民館で飼い猫への識別チップ埋め込みと避妊・去勢の模様をモニターで放



猫の適正飼育事業で大宜味村で初めて行われた猫の避妊・去勢手術。大宜味村大兼久公民館

映。ペットの適正飼育についてのパネル展示もあり、飼い主や村民らが見入っていた。ヤンバルでは捨て猫が増え、ごみをあさったり、絶滅の危機にあるヤンバルクイナなどを捕食する被害が出ている。同省では飼い猫を管理することで野生化した猫と判別し、捨て猫の増加を防ぐため本年度から二年間、国頭、大宜味、東の三村を対象に「飼養動物との共生推進総合モデル事業」を実施。マイクロチップ埋め込みと避妊・去勢手術を行う。約五千円のマイクロチップと約三万円の避妊・去勢手術は同省が負担する。すでに三村で二百二十五匹が手術を受けているが、三

本は重傷野郎を犬に力め、すべて中南部の病院に運んで手術していた。会場となった大兼久公民館には心電図や麻酔機などの手術機材が運び込まれ、県獣医師会の医師らが飼い猫に直径二、三センチほどのマイクロチップを埋め込み、避妊・去勢手術をした。見学した島袋義久大宜味村長は「都市部からの捨て猫が多く、被害を受けている。飼い猫もヤンバルの貴重な動物も人間も共生するために価値のある事業」と話した。手術も担当したヤンバルクイナたちを守る獣医師の会の長権隆代表は「猫の飼い主が判別でき、不幸な猫を増やさないシステムがうまくいけば、生活被害や貴重な動物の保護ができる。三村の飼い主にはぜひ協力してほしいと話した。」

(手術をモニターで見学)

(5) 不妊去勢措置、マイクロチップ挿入を行わなかった個体についての理由、今後の対策

全ての飼いねこに不妊去勢手術やマイクロチップの挿入を実施することを目標としてきたが、様々な理由で、実施できない個体、理解を得られない飼い主もわずかながらいた。

飼いねここといっても、栄養状態の非常に悪い、捨てねこを拾ってきた飼い主も多いために、体も小さく、年齢も分からず、さらに屋外飼育と言うより放置してエサだけを与えていたねこも多いために、子ねこがいつ生まれたかもわからない個体も多かった。動物病院に3ヶ月未満としか思われないねこが持ち込まれたが、病院の判断で手術不適とした例もあった。

また、マイクロチップ挿入を断る飼い主もいた。飼い主として特定されることを恐れたものと考えられるが、この場合、放置してさらに不幸な子ねこが生まれることによる悪影響を考えると、当面繁殖制限だけでも説得して実施することにした。飼い主には、今後様々な機会を通じて、再考してもらうこととした。実施獣医師の電話での説得に応じて、マイクロチップ挿入に最終的に同意した飼い主もいて、地道な説得の重要性を関係者一同再認識した。

本事業は、平成17年4月から北部3村において飼いねこ適正飼養条例が施行されことになる。そこでは、罰則があるから飼い主は義務を果たすべきだとする考え方もあるが、ねばり強くなぜ、この事業が必要となったのかの理解を得る必要がある。また、条例施行後にも、関係機関の協力を得ながら、北部地域ねこ適正飼養推進委員会を継続させ、具体的な対応を図る必要がある。

(公開手術の合間に
ねこの飼育相談)

(子供達とウオークスルー・
マイクロチップリーダー)

V 平成15年度・平成16年度の実施実績内容

1 北部3村での実施実績（公開手術・個人持込含）

平成17年3月現在

2 事故等の内容及びその分析について（平成16年度・平成15年度）

事故等の内容・分析について

- ① 今回総数で、移送のみに終わった例や事故等が16件報告されている。
- ② 全体的に、栄養状態の劣悪な個体が多かった。また、手術前には、血液検査等通常の術前管理は完全に全頭実施したが、状態が落ち着くまで1日間の入院管理が必要であった。
- ③ 手術を断念した個体の大半は、移送してきたものの、手術適応年齢に達していない個体が多かったことにある。その理由としては、飼い主が拾ってきたものが、いつの間にか繁殖して、月齢不明であり、記憶も曖昧なものが多かった事による。
- ⑤手術不適の、1件は、搬送前にけがを負っていることが判らず、救命措置を優先させたこと。
- ⑥手術中の死亡は、2件であった。
 - ・ 1例は麻酔時にアナフィラキシーショックを起こしたものの。
 - ・ 1例は、手術後の麻酔覚醒が順調でなく死亡したが、主要な病変が確認できなかったもの。いずれも飼い主からの健康状態の聞き取りが、出来なかったことが、主な原因と考えられる。
- ⑦死亡事例もあったが、飼い主への丁寧な説明を行い理解を得られた。事前に手術輸送に関わ

確認事項及び承諾書の提出させて実施したことも、感情的にならなかった理由と考えられる。
確認事項及び承諾書は、資料編5(98頁)に掲載

3 北部3村における平成15年度の実施実績内容

村名	実施頭数	オス 去勢手術	メス 不妊手術	チップ のみ	手術 のみ	移送のみ 事故等
国頭村	97	32	52	9	0	4
大宜味村	72	33	37	0	0	2
東村	68	36	25	4	1	2
合計	237	101	114	13	1	8

4 北部3村における平成16年度の実施実績内容

平成17年3月現在

村名	実施頭数	オス 去勢手術	メス 不妊手術	チップ のみ	手術 のみ	移送のみ 事故等
国頭村	90	40	41	5	0	3
大宜味村	82	22	41	13	3	3
東村	39	17	19	1	0	2
合計	210	79	101	19	3	8

5 平成15年度 実施日、実施頭数 各村ごとの実績、特記事項

6 平成16年度 実施日、実施頭数 各村ごとの実績、特記事項

7 各区長と推進委員会

推進委員会を中心に、県獣医師会や北部3村、県、国の各行政機関が主導となって当該事業を開始した。区民への説明は区長に行ってもらったことになったが、多くの区長の受け止め方の差は大きく、積極的に受け止めてもらうにはかなりの時間がかかった。各村と県の担当者は、毎月開催される村主催の定例区長会で、何度も時間を割いてもらい、事業説明を行った。

推進委員会では、各村の担当課長、担当者に、事業実施にあたっては、飼い主に一番身近な各区長の協力が事業推進の鍵だとして、最後までねばり強く働きかけてもらいたいこと、また自ら率先して事業推進する中で、各区長へ協力と理解を深めてもらえるように依頼した。

2003.9.2 掲載記事 (琉球新報社提供)



手術を受けるために集められた飼い猫—2日午前9時半ごろ、大宜味村の田嘉里集落センター

ヤンバルクイナを救え!

猫に識別チップ

大宜味村で手術始まる

【大宜味】捨て猫防止と貴重動物の保全を目的に、飼い猫に個別識別のマイクロチップを埋め込み、避妊去勢手術を行う。そのため、同事業では県の「飼養動物との共生推進事業」が二日、大宜味村で始まった。本年度からの事業で来年度まで、同村と国頭、東の三村で実施される。

本島北部では、ヤンバルクイナなどの貴重動物が野生化した捨て猫の被害に遭う事例が報告されている。そのために、同事業では飼い主が分かるマイクロチップを埋め込むなどの手術を行い、ペットの正しい飼い方も普及啓発していく。

今後週に三回、集められた猫を業者が県内各地の動物病院に運んで手術が行われ、翌日に地元に戻される。初日は、同村田嘉里、謝名城の猫七匹が、西区の公民館から病院に向け運び出された。田嘉里区の宮城光明区長は「まだ十分にこの事業への理解が浸透していないようだが、すべての地域の飼い猫が手術をして同時にこの猫の捕獲も行うと効果が出るのではないか」と話していた。

8 適正飼養に関する普及啓発活動

(1) ドライバーへの周知

平成15年4月、16年4月のゴールデンウィーク前に、国頭村・大宜味村・東村、県業務衛生課・北部保健所・県動物愛護センター、県獣医師会、公衆衛生獣医師会、ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会（長嶺隆代表）とやんばる野生生物保護センター（環境省）は、国道の道の駅や沿道の売店で宣伝マイクを実施し、「ペットを捨てないで」とドライブ客にチラシ・呼びかけうち等を配布して呼びかけた。

このような取り組みは、平成14年にも実施しており、この年は北部3村、環境省、ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会が、先導的に実施し、翌年からの取り組みのきっかけとなった。北部地域を管轄する警察署に、率先して協力してもらった。ドライブ客への周知について、地域の警察署の果たす役割は、大きな効果があることが判った。

*配布したチラシは資料編10（125頁）に掲載

2003.5.5 掲載記事（沖縄タイムス社提供）

ヤンバルクイナ 危ないGW

四月二十九日、「ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会」と「やんばる野生生物保護センター」は共同で、国頭村などで捨て犬・捨て猫防止のバトロールを行った。通行する車両に、「ペットを捨てないで」と呼び掛けるビラ千部を配った。

同センターによると、ヤンバルクイナの死亡事故は五・六月に集中し、ほかの月の倍を超える。昨年GW中に車にひかれる事故があった。

ヤンバルクイナはこの時期、産卵、ふ化、子育ての時期。ヨチヨチ歩きのみなをつれた親鳥が道路を横断することも多く

交通事故、捨てられた犬や猫…

本島北部が行楽客でにぎわうゴールデンウィーク（GW）期間中、国の天然記念物ヤンバルクイナは受難の季節を迎えている。子育て中のクイナが車でひかれる事故が多発する上、レジャーついでにペットを捨てる行楽客が増えるからだ。保護団体は、行楽客のモラル向上を訴えている。

保護団体 モラルの向上訴え

同センターの澤志泰正自然保護官は「連休明けには捨て犬や猫、車にはねられた小動物、それとごみの多さが目につく」と指摘する。

獣医師の会の長嶺隆代表は「ヤンバルクイナの生息数や生息密度の著しい減少は、犬や猫による日常的な捕食が一因。だが、一番悪いのは人間だ。飼い主はしっかりと自覚してほしい」と呼び掛けていた。

捨て犬・捨て猫防止などを呼び掛ける「獣医師の会」や野生生物保護センターのメンバー＝4月29日、国頭村奥間

(国道沿いで横断幕)

季節風

○：県
や県中央
保健所な
どが二十
六日、や
んばるでの捨てネコ・
捨てイヌ防止を呼び掛
ける街頭キャンペーン
を初めて実施した。写



○：県
然保護課
とした緊急
化環境部自
○：那覇市のリウボ
ウ前広場と北谷町美浜
地域の二カ所で、県や
保健所などの職員計約
五十人が、パンフレッ
トやうちわを配布し
た。

真。
○：大型
連休を控え
「ヤンバル
クイナなど
の希少動物
が襲われて
いる。やん
ばるの生態
系は危機に
さらされて
いる」(県文
化環境部自

愛情と責任持って

県、捨て犬防止で街頭行動

「ペットは愛情を持つもの。」

「ペットは愛情を持つもの。」
て飼って」。捨てネコ
や犬が増える大型連休
を前に、県は二十六日、
那覇市や北谷町で「捨
てネコ・捨て犬防止街
頭キャンペーン」を実
施、「ペットを安易に捨
てないよう」呼び掛け
た。

同キャンペーンは、五
月の連休明けに、北部
で例年捨てられたとみ
られるネコや犬が多く
確認されることから、今
年初めて実施したもの
のためには、駆除とい

那覇市のパレットくも
じ前と北谷町美浜で県業
務衛生課や保健所、動物
愛護センターの職員ら
が、啓発宣伝用のチラシ
を配布した。

本島北部では、天然記
念物のヤンバルクイナや
ノグチゲラが野ネコの被
害に遭っていることが確

認されており、本年度は
マンガースとともに野ネ
コも駆除する。

県は「希少生物の保護
よもペットを捨てない
ことが大切。愛情と責任
と話し合う。」



捨てネコ、犬が増える大型連休を前に実施された防止
キャンペーン＝26日、那覇市パレットくもじ前

(3) シンポジウムの開催等について

平成15年6月20日、那覇市立松川小学校で「那覇市民ができるヤンバルクイナを守る活動」(主催：県獣医師会、共催：那覇市、三原区自治会)をテーマにしたシンポジウムが開催された。毎年ゴールデンウィークや夏休み期間中に都会から田舎に捨てられるねこが増え、そのことで、ヤンバルクイナなどの希少野生生物の存在が脅かされている事実を、那覇市民に考えてもらい、飼いねこの適正飼養の必要性和その方法について強調したシンポジウムであった。200名近くの参加者があり、やんばるから遠く離れた那覇市民に、関心が高まっている。

2004. 6. 24 掲載記事 (琉球新報社提供)

捨て猫が生息環境破壊

ヤンバルクイナを守るシンポ



いを責任をもって

ヤンバルクイナを守るため飼い猫の適正飼育が必要と強調されたシンポジウム＝那覇市立松川小学校体育館

飼い主は適正飼育を 新たな移入動物への対応も

「那覇市民ができるヤンバルクイナを守る活動」をテーマにしたシンポジウム(主催・県獣医師会、共催・那覇市、三原区自治会など)が二十日夜、那覇市立松川小学校で開かれた。パネリストの獣医師らが、都会からヤンバルに捨てられた猫の出現で、ヤンバルクイナなどの希少野生動物が脅かされているとし、那覇市民が適切に猫を飼育することでヤンバルクイナを絶滅から救えようと呼びかけた。

沖縄フィールドワーク代表の金城道勇さんは、都会の人が捨てた猫や、ダム、林道など開発の影響でヤンバルクイナの生息環境が人為的に荒れ、大宜味村内で確認できなくなり、生息区域の南限が上がっている」と生息数が減少している現状を報告した。金城さんは、既に実施しているマングースと野猫の捕獲態勢の強化、県による新たな移入動物への対応を指摘した。

大城晋雄さん(ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会)は「ペットと野生動物が共生できる社会をつくらなく、沖縄にしかない動物が犠牲になる」と指摘した。大城さんは、猫は室内で飼育し、原則的に避妊・去勢手術を施すなど、正しい飼い主の在り方を説明した。

国頭村安田区からは、飼い主の責任を自覚させるため、飼い猫にマイクロチップを埋め込むなど区内で決めた飼い猫の適正飼育に関する規則について報告があった。

会場からは「マイクロチップを埋める利点を教えてほしい」「避妊や去勢がなぜ必要なのか、獣医師も時間をかけて飼い主に説明してほしい」などの意見が上がった。

9 不用ねこの引取り、譲渡促進試行事業

(1) 不用ねこの引取りと野良ねこの駆除

本事業は、飼いねこの適正飼養を直接の目的としているが、それ以外にも、野良ねこやノネコが、自然繁殖によって増加し、行動範囲が拡大することによって、希少な野生動物など周辺の自然環境に悪影響をもたらさないようにすることが、重要な課題となっている。

本事業の中において、積極的にねこの引き取りを実施するのは、当初事業自体の理解に誤解を生じるおそれもあるため、自粛してきた。まず飼い主に、不妊去勢や個体識別による適正飼養を理解してもらい、その上なら、やむをえず引き取る場合もあるとした。推進委員会においてもそのように、関係者との合意形成を図ってきた。

県内の幾つかの動物愛護団体との話し合いの中では、この事業が単なる野良ねこの駆除を目的とするものでないこと、そのようなことには繋がらないための事業であることの理解を求め、一定の理解も得られた。

(2) 譲渡促進試行事業について

適正な繁殖制限を実施することによって、不幸な命が生み出されないような啓発活動も大きな目的であるが、結果的には所有者不明ねこの取り扱いが大きな課題となっている。

ちなみに、沖縄本島内においては、年間約6、000頭を超えるねこが、保健所等で引き取られ、処分されている。その大半が子ねこであり、もらい手は、県内の動物愛護団体の協力・努力によっても、なかなか探しきれない状況にある。これとは別に、やんばる地域のノネコ（有害鳥獣として駆除の対象となっている）約350頭は、結果的に一部の動物愛護団体に全頭が譲渡され、施設に収容されているが、その施設の収容能力も限界の様相となっている。

所有者不明ねこを保護しても、それが、実際に譲渡可能なねこであるか否かの判断は、獣医師による科学的判断と、収容する場所やその設備、世話をする人のマンパワー確保やねこの譲渡を受ける人の飼養技術等を総合的に判断して行わなければならない。

沖縄県や市町村の経済的な状況、一般の県民感情からも、命あるからとして、全てを保護し続けられない状況下にあるが、どのようにしたら譲渡の機会を増やしていけるのか、科学的、経験的な知見が必要となっている。

平成16年の事業後半は、譲渡の機会をつくる為にはいかなる条件が必要かの知見を見いだし、譲渡促進を図っていく、所有者不明ねこの譲渡・処分の枠組みを検討する試みとして、譲渡促進試行事業を実施した。

(3) 取り組みの概要及び結果

平成16年12月から平成17年3月にかけて、北部3村で収容された所有者不明ねこを沖縄本島中部のねこ一時保護施設に収容し、保護期間や譲渡の適否を判断する知見を得ることを目的に、譲渡適正試行事業（仮称）を実施した。

通常、所有者不明ねこが自治体に収容された場合、速やかに管轄保健所に移送し、そこから動物愛護センターに再移送する。犬と同様に公示等をおこなった後、飼い主や譲渡者が現れなかった場合、5日間の抑留後に処分している。

今回の事業は、平成17年4月からの3村条例の施行後を想定して、村条例では所有者不明

ねこを一定期間（規則で定める期間）保護し、その間に譲渡の機会をつくり、やむをえない場合に保健所等へ引取依頼することとなっており、この一定期間がどの程度の日数が妥当なのか判断するには、3村の所有者不明ねこの実態、生理生態などの知見を得る必要がある。

ネコ白血病やネコエイズなどの疾病の有無や健康状態など獣医師の判断も必要となることから、譲渡する場合にも、どのような条件で譲り渡すのかも課題である。

沖縄県全体で、約6、000頭を超えるねこが引き取られており、そのほとんどが譲渡先が見つからず、処分されており、この事の改善策を探ることも大きな目的であった。

北部3村適正飼養 ねこ譲渡促進試行事業

① 事業目的

- 1) 検査観察項目を分析し、北部地域で保護される所有者不明ねこの健康状態から譲渡の可否について判断材料を得ることを目的とする。
- 2) インターネット等で譲渡希望者へ情報公開する必要な項目と、そのシステムについて必要な知見を得ることを目的とする。
- 3) 北部地域の所有者不明ねこの譲渡若しくは処分に必要な保護期間について知見を得ることを目的とする。

ア) 期間

平成16年12月1日～平成17年3月31日まで（120日間）

イ) 対象地域および対象ねこ

- ・国頭村・大宜味村・東村内の所有者不明ねこ（環境省および沖縄県の有害鳥獣駆除ノネコは除く）とする。所有者の判明したねこは、速やかに飼い主に指導を行った上で引き取らせる。
- ・人家に近い地域で仕掛けたマングース罠に入った野良ねこで、これを3村が所有者不明であることを確認した場合に事業対象とした。
- ・保護したねこは、3村若しくは環境省やんばる野生生物保護センターにてマイクロチップ挿入を確認する。そして、所有者の判明したねこは、3村が引き取り飼い主指導し、所有者不明の場合は、一時保護施設へ移送する。

ロ) 保護頭数

収容施設において、検査および観察等の管理できる頭数の範囲とする。

エ) 移送方法

- ・北部3村による一時保護施設までの直接輸送・搬入とする
- ・3村は、沖縄県自然保護課または環境省やんばる野生生物保護センターと移送および個体確認において密接な協議を行う。

ウ) 譲渡および処分の方法

ねこは、必要な各検査観察項目の資料収集後、3村が処分（譲渡含め）決定を行う。

カ) 譲渡および処分の保護期間目処

およそ10日間以上を目安に、各検査観察項目が実施できる期間とする。

キ) 保護期間終了後の取り扱い

動物保護団体・個人へ新たに作成する各村の譲渡要領に沿った形で譲渡する。譲渡先がなかった場合は、中部保健所若しくは北部保健所へ引き取り依頼を村長名で行う。

ク) 検査観察項目

- ・保護者・所属氏名・保護場所および保護日時・搬入経路および関係者氏名
- ・推定年齢（月齢）・性別・毛の色・体重
- ・一般的状態（栄養状態・活力・譲渡適正・その他）
- ・血液検査（必要と認める個体について実施する）
- ・糞便検査（必要と認める個体について実施する）
- ・譲渡可能性の有無

② 事業結果及び今後の課題

1) 平成16年12月からNPO法人（平成17年2月認可）「どうぶつたちの病院」で収容および検査観察を実施した。

2) 収容数：31頭（国頭村26頭）、（東村5頭） *雄14頭・雌17頭

内譲渡：20頭 死亡：1頭

*譲渡したねこはすべて、無料で不妊去勢手術・マイクロチップ挿入して譲り渡している。

*収容したねこのうち、ウイルス検査結果から、1頭はネコエイズ、1頭はネコ白血病であった。死亡した1例は、重篤な腎臓病であった。

3) 考察及び今後の課題

ア) 収容（施設・維持管理）に関して

- ・3村に生息する飼い主不明ねこ（いわゆる野良ねこ）の数は現時点では、恐らく数百頭に上ると見られる中で、すべてを譲渡に供する事はシェルターの収容能力から鑑みて困難であり、収容されたねこの飼養管理に係る持続的予算の確保が今後も必要である。
- ・経費的には、ボランティアなど人材の確保が必要である。
- ・譲渡するための広報と新たな仕組みづくりが必要である。

イ) 飼い主不明のねこの発生を防止するための仕組みづくりに関して

- ・3村外の地域からのねこの遺棄を防止することがまず重要である。
- ・地域で持続的な適正飼養の普及啓発活動が必要である。
- ・適正飼養を維持するためには、地元への獣医療のサポートが必要である。

4) 総括的な評価

住宅地域での飼い主不明のねこ（いわゆる野良ねこ）は繁殖抑制が行われていない。そのことで、放し飼いなど不適切なねこの飼養から不幸な繁殖が発生するものであり、モデル事業終了後の適正飼養の普及啓発活動を継続していく仕組みづくりが極めて重要である。

(参考) マングースワナに入ったねこ・ノネコの数

平成12年から平成17年2月28日までの捕獲数

(沖縄県実施分)

動物名	H12	H13	H14	H15	H16	合計
マングース	303	333	2,107	2,025	873	5,641
ねこ (内ノネコの数)	233 *1	223 *16	305 *144	342 *92	113 *92	1,216 *345
イヌ	1		13	3	2	19
クマネズミ	219	495	1,014	2,017	1,678	5,423
ジャコウネズミ	15	32	13	1		61
ケナガネズミ	2		1			3
リュウキュウヤマガメ	19	129	65	6	400	619
カニ類	83	158	57	8	146	452
オカヤドカリ	194	361	96	30	202	883
ホルスタガエル		1				1
カエル類	3	3	2			8
アカヒゲ	36	62	66	11	70	245
ヤバルクビ	1	10	5		6	22
その他鳥類	6	8	113	20	88	235
アフリカマイ			10			10
その他		1	2	1	1	5
計	1,115	1,816	3,869	4,464	3,579	14,843

* ノネコの数は、環境省やんばる野生生物保護センターの捕獲数を加えたもの
それ以外は、沖縄県自然保護課事業での混獲されてワナに入ったもの

(参考)

- 平成12年度～16年度 マングース対策事業(緊急地域雇用対策事業)
平成16年度当初より、STライン以北、600カ所で実施。
- 平成14年度～16年度 沖縄県北部地域生態系保全事業(沖縄特別振興対策事業)
平成16年11月15日より800カ所の捕獲追加。

VI ねこ飼養に関する条例の制定

(1) 北部3村条例制定とその背景

3村条例制定の基盤となったのは、「飼養動物との共生推進総合モデル事業」で実施した、

- ① 3村の飼養ねこ全頭の不妊去勢手術
- ② マイクロチップの全頭埋め込みの実施
- ③ 捨てねこ防止等の適正飼養啓発活動の推進

これらの取り組みを今後も維持するため、3村条例の制定により、全てのねこの所有者がマイクロチップによる登録を行うことで、所有者不明ねこの峻別を確実にすると共に、全てのねこの飼い主に適正な繁殖制限と室内飼養を義務づける事を目標に取り組みを行ってきた。

3村条例は、全国の先進的な自治体のねこ適正飼養条例や運用の実態を参考にしながら、やんばる地域の特別な課題でもある、希少野生動物が結果的に保護されることも視野に入れて、実効性のある条例を目指した。

毎月1回以上の割合で開催された推進委員会では、平成16年度当初から、様々な角度から条例案の検討を行った。また条例の施行後の実務的な対応も検討してきた。

特に検討を要したのは、所有者不明ねこの取り扱いと屋内飼養の促進であった。遺棄されたねこの収容と保護に偏れば、さらに一層ねこの遺棄を招くことも予想される。また、保護シェルターを維持する経費が確保できない厳しい財政事情もあった。一方、ねこの譲渡の道筋も確保しなければならない。

所有者不明ねこの保護期間に関しては、3村条例、規則で譲渡期間を設定することとなった。特に、「地域ねこ」とする位置づけは、ヤンバルクイナをはじめとする希少野生動物の危機的な状況からも容認できないものであった。

飼いねこの不妊去勢手術は、確実にねこの行動範囲を狭める。屋内飼養が完全にできるねこ以外は、全頭に不妊去勢手術を実施することを義務づけ、登録もマイクロチップを挿入して完全に飼い主責任が追及できるものにした。

3村に隣接する地域のねこ飼養の問題や新たな流入者、移住者の飼いねこについての課題、引き続き発生すると思われる捨てねこ問題などの諸課題は残るものの、ここまで徹底した繁殖制限を実施した効果は確実に出てくると考えられる。

3村条例が有効に機能するためには、適正飼養がいかに大変で、費用もかかる事であることを住民が理解する必要がある。さらに、3村内に捨てねこを絶対にさせないことを全村民の意志として、今後、広く全県下に周知する必要がある。

(2) 3村ごとの条例可決日、施行日

各村のねこ条例の制定日は以下。施行日はいずれも平成17年4月1日となった。

- 国頭村 : 平成16年9月15日
大宜味村 : 平成16年9月22日
東村 : 平成16年9月24日

(3) 他自治体のねこ条例について

3村条例を制定するに当たり、参考に比較、分析、参考としたした条例等は以下の通り。

1) 沖縄県竹富町飼いネコ条例・施行規則(平13.3.26)

(参考点及び特徴)

- ・条例の目的に自然環境の保全を盛り込んでいる点
- ・ねこの登録制度及び飼養の表示義務
- ・条例違反者の氏名公表制度
- ・登録台帳・登録証・抹消届け等の各種様式

2) 東京都小笠原村飼いネコ適正飼養条例・施行規則(平11.4.1)

(参考点及び特徴)

- ・飼いねこを対象として、環境保全・自然環境の保全を目的とした点
- ・飼育者の遵守事項・指導助言のしくみ・飼養登録料の設定
- ・条例違反者の氏名公表制度
- ・繁殖制限措置・
- ・ねこの死体収容項目
- ・登録台帳・登録証・鑑札・飼養表示ペンダント

3) 北海道浦河町犬及びねこに関する条例(平10.4.1)

(参考点及び特徴)

- ・犬及びねこを対象とした条例
- ・ねこ飼育の遵守事項・繁殖制限措置
- ・措置命令違反の罰金及び科料の規定
- ・立ち入り調査・質問の権限

4) 京都府大江町ねこの愛護及び管理に関する条例(平15.4.1予定だったが未制定)

(参考点及び特徴)

- ・ねこの迷惑行為防止を目的とした点
- ・ねこの捕獲・抑留の公示期間設定
- ・飼育者が判明しないねこで、迷惑をかけるねこの捕獲・抑留規定
- ・愛護団体とのやりとり内容

(4) 条例の内容（特徴）分析

平成16年9月中旬にかけて、国頭村・東村・大宜味村の各村は、ねこの適正飼養条例を全国で4番・5番・6番目の自治体として制定した。（既制定自治体は浦河町、小笠原村、竹富町）施行は、平成17年4月1日としている。ちなみに、ねこ指導管理要領等は、全国で20の自治体で制定されている。

3村条例は、全ての飼養ねこにマイクロチップを挿入する事による登録と不妊去勢手術の実施、所有者不明ねこの保護、放し飼いの制限、違反者の氏名公表等とその主な内容としている。

3村条例の内容（条例等は、資料編1 59頁～67頁に添付）

- 1) 飼い主は、マイクロチップの埋め込み処置を実施し、ねこの飼養登録をしなければならない。また、飼養登録の際に登録料を納付すること。
- 2) 飼い主は、不妊去勢手術等の繁殖制限をし、適正飼養に努めなければならない。
- 3) 継続飼養、適正飼養のできない飼い主は、他の者に譲渡するように努めるか、村長へ引き取りを求めることができる。
- 4) 村長は、マイクロチップ等の登録状況を確認し、飼い主不明のねこは一定の期間（30日目処に）保護・収容することができる。
- 5) 放し飼いの制限も記載
- 6) 村長は、適正飼養の各条項に関する指導及び勧告に従わない者の氏名を公表できる。

(5) 平成17年度に向けた課題

飼い主不明のねこは一定の期間（30日目処に）保護・収容することができるとしているが、保護施設の設置については、当該自治体から県へ施設整備及びその維持について支援が求められている。

県としては、適正飼養条例の制定など飼養動物の適正飼養の各種施策を実行している自治体と一定の役割を分担しつつ、一定の期間、一時保護施設の設置とその運営を行う必要があると認識し、関係部局と調整している。

設置場所は、中部・北部圏域内を予定し、平均毎月20～30頭の引き取りとそれぞれ30日間の保護期間を予定し、保護期間中の健康管理を行いつつ、適正な飼い主へ譲渡する機会をつくる。引き取り手のないねこは、県動物愛護センターでの引き取り処分を想定している。

（事業で使用しているウォークスルータイプのマイクロチップリーダー）

国頭村にネコ条例

全国初希少種保護狙い

来春施行

【国頭】国頭村議会は十五日、全国で初めて、飼いネコのマイクロチップ登録や避妊、去勢を含む適正飼養を義務付けた

条例を全会一致で可決した。野ネコの繁殖を防止、希少な野生動物を保護する狙い。二〇〇五年四月から施行される。

条例の名称は「ネコの愛護及び管理に関する条例」。ネコの飼い主に対し、登録、終生飼養、繁殖を希望しない場合の避

妊、去勢手術の措置を受ける―などを義務付け、違反者には氏名公表などの罰則を明記した。

○三年から県や県獣医師会、国頭、大宜味、東の三村が環境省のモデル事業として取り組んでいた。東村で二十一日、大宜味村で二十九日にも議会決議される見込み。

Ⅶ 効果分析及び今後の進め方について

1 本事業による効果の総合的分析

(1) 協力体制

平成15年3月時点で、県としては、沖縄本島北部3村を中心に事業を実施することを決定し、各関係団体との協議に入った。北部3村の役場からは、北部地域の中心都市である名護市内は車で約1時間以内で移動可能である。会議等が開催される北部保健所は名護市大中にあり、そこは那覇市・県庁からも1時間程度の距離にあり、利便性が良かった。

しかし、一番の不安は、どの程度北部3村の担当課職員の協力を得られるかであった。3村の担当課では、数名の職員が保健所全般の業務に対応しており、これまで以上の負担を依頼できるか不安であった。そして、管轄保健所との関係では、今まで動物関連業務において、年に数ヶ月の狂犬病の予防注射実施と、わずかな犬ねこの引き取り業務でしか関係を築いていなかった地域でもあった。

そのような状況にあっても、3村の担当課長自らが、推進委員として、ほぼ毎月一回の会議出席をしていただいた。職員の手薄なところでは、課長自らが各区までねこの引き渡し業務を担い、条例制定に関しても、村長や村議会対策の中心となり、説明、同意の取り付けなど、先頭となってこの事業を牽引していった。

各村の最も小さな行政単位である区長の協力なしには事業は、全く進まないことから、必要な3村のねこ飼養実体調査や住民への周知広報など毎月開催される3村の月例定例区長会で、県・村から事業の必要性を再三に渡り説明し、事業推進の合意形成を図った。

(2) 推進委員会を中心とした事業の推進について

平成15年度の事業開始前から、北部3村の担当課、北部保健所、薬務衛生課、環境省やんばる自然保護官事務所、県獣医師会などで構成する推進委員会を立ち上げた。推進委員会は、毎月1回のペースで開催した。

その中でも、この事業の成果を、どのように、継続させるかが1番の課題であった。そのため、「ネコの愛護及び管理に関する条例」の策定も当初から予定し、若干議論はしていたが、事業当初は、有効な繁殖制限措置を全域で実施でききるかに、方向性を絞った。

初年度は不妊去勢・マイクロチップ挿入（個体識別）を中心とした事業推進のシステムをつくり、2年目には、飼養ねこの全頭を対象とすると共に、条例の検討など事業終了後の対応策を練ることとした。

住民やねこの飼養者に事業を広報するにあたっては、希少野生動物の保護を中心とした訴え方よりも、地域の生活環境の改善に繋がることをアピールし、住民により身近な事業である事を強調し理解を求めた。

(3) 県と獣医師会との合意形成内容及び県獣医師会内部論議について

既に、国頭村安田区の「ネコ適正飼養の規則」が策定され、全飼養ねこの不妊去勢手術、マイクロチップによる登録等の先進的取り組みが続いていた。沖縄県獣医師会の有志を中心として希少野生動物を獣医師の立場から支える目的で「ヤンバルクイナたちを守る会獣医師の会」の安田区支援の活動が続いていたが、同活動で使用していた安田区の公民館等の臨時手術室の設置では、事業初年度に想定していた300頭近くの実施に必要な設備や人手が圧倒的に足りず、不可能という結論に達した。そこで、週2回、各10頭程度を県中部・南部地域の動物病院へ移送して、実施することとした。中心となった有志の獣医師の熱心な働きかけで、動物病院の半数を超える24病院の参加の意思が確認された。平成16年度には、27病院の参加となった。

県獣医師会会長を先頭に、30名近くの動物病院の院長が、本事業を獣医師会による社会貢献として位置づけ、ボランティア的に関わっていくことになった。

当初から推進委員であった「ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会」から、県獣医師会としての関わりに本格的に移行した結果、事業推進に広がりがあった。

本島内に開業する獣医師の活動として約半数が受入病院として手を挙げていただいたことから、推進委員会としてもその気持ちを大切に、病院の負担を少なくするためにも、広く薄く受入頭数を分散させた。

県獣医師会内部では、狂犬病予防注射の実施も含めて、北部地域に限らず地域・市町村と県獣医師会会員との社会的な関わり、社会貢献活動が今後とても大切になることを、獣医師会内部で合意し、理解していただいた。さらに、施術料、マイクロチップに関する技術料については、ボランティア的な費用で対応するという事等も了解された。

(4) 移送業者を活用する経緯と当該業者との調整経緯

移送契約を結んだ業者は、県動物愛護センターの処分・移送及び捕獲等の委託業者であり、本島内各保健所にも人員が配置されている。この事業に関しては、経費的には、全く利益の出ない難しい条件であった。特に本島内27ヶ所の病院に、広く薄く関わってもらうために、各病院の受入頭数を2～3頭としたために、北部3村の対象ねこの往復の回収・移送については、実に手間、暇の掛かる煩雑な業務となった。

また、北部3村の各字での回収では、飼い主が移送用のメッシュの洗濯袋に入れきれず、業者からねこの取扱い方法について指導してもらった。

移送中・病院でのダニ・ノミ感染防止のために、受入時に殺虫・消毒したり、雌雄の区別の付かない飼い主の代わりに、雌雄の区別をしてもらったり、妊娠やけがの有無を判断するなど、高度な動物の取扱い技術が必要であった。

この業者は、ここ20年近くも県の委託を受けており、愛玩動物管理士会の講習・認定を受けた職員にこの事業を担当してもらい、動物病院と役場、飼い主との関係を良好に維持してもらった。

(5) 飼い主への連絡・広報活動について

平成15年9月からの本格実施にあたっては、4～6月の飼い主への意向・希望調査と区長説明会をもとに実施計画を策定した。実施にあたっては、獣医師会用・輸送業者用の手術同意書や誓約書の提出、各字でのねこ檻の貸し出し、配置を行った。

飼い主への連絡は、3村の行政無線や回覧板の活用も行われたが、3村の職員には、土曜出勤・昼休み返上で対応していただいた。

また、最近、この地域を管轄する国道管理事務所との調整の中で、交通事故等で死亡、負傷したねこをマイクロチップリーダーで検索し、飼い主へ連絡するしくみが準備されており、飼い主への適正飼養・終生飼養の取り組みも始まっている。

(6) 事業を通しての3村担当課からの率直な感想

国頭村・大宜味村

平成15、16年度に実施された本事業は、3村の区長等を対象に説明会を持ち、公開手術等を通して、住民の関心を高め、各区の区長も積極的に協力し参加した。

また条例制定に対しても、議員の理解も得られスムーズに審議を進めて、全会一致で議決が得られた。

事業終了後も、条例・規則に沿って村民への事業PRを含め、良好な環境をつくり事業継続推進していきたいと考えている。

苦労話としては、搬送当日にねこが捕まえられず、計画頭数の確保が大変難しかった。

東村

この事業で一番不安に感じたのは、事業を導入し、条例制定をした後の村への負担だった。条例を運用するのはもちろん村ではあるが、運用に関して職員の業務の負担や財政的な負担が生じないか不安であった。しかし、村条例の中身では、沖縄県や北部福祉保健所、県獣医師会が連携し、条例の円滑な運用を図っていくという内容となっている（条例第13条）。

その部分で、村への負担軽減とやんばるにおける希少動物保護の問題は、北部三村の問題だけでなく、全県で対応していく問題であるということがわかる。

事業の取組みに関しては、村及び各字区長からねこの飼い主へ協力をお願いし、事業協力関係機関と連携して不妊去勢手術及びマイクロチップ挿入を行っていく形であったが、区長さん達との考え方の違いや、事業内容の認識不足、それぞれの区長の事業取り組みに対する温度差、業務多忙でなかなか、つきっきりにはなれない区長さんたちとの連携業務は、非常に苦労した。

なかなか輸送予定のねこが集まらず、県担当者をはじめ獣医師の先生、輸送業者にも大変な迷惑をかけてしまった。その問題についても、県の担当者や獣医師会の先生達の懸命な事業説明と事業実施の必要性を訴えかけることで、なんとか協力を得、事業を推進することができた。

それぞれのキーパーソンの協力体制と共通意識を持つということができなければ前に進むことが難しい事業であった。

2 現在のねこ飼養状況（村内の状況）と今後の予測

事業開始時の野良ねこを含めた飼養実態調査では、3村の推定ねこ頭数は、約600頭であった。事業終了までには、駆け込み実施含めて、約500頭のねこに繁殖制限やマイクロチップでの登録が終了する予定である。

飼養実態調査後の明らかに妊娠中の個体も極力手術対象として繁殖抑制を徹底した。交通事故、病死等での死亡個体を含めると、最大でも約100程度以下の個体が現在、野良ねことして存在していると考えられる。

この地域の野良ねこの平均的な余命は、2～3ヶ年と推定されることが、獣医師等の関係者の一致した意見であり、今後、3村域外からの捨てねこの抑制が行われるとともに、野良ねことしての保護・譲渡・処分を2年間実施すると、飼いねこも含めて2ヶ年から3ヶ年で、この地域のねこ個体は、激減すると考えられる。さらに、新規の飼い主への条例の徹底がなされると、ねこの個体は5年後には、かなり抑制されることが予想される。

（公民館での子供達への説明）

（かわいいやんばるのねこ）

3 推進委員会の今後の具体的な取り組みについて

事業の取り組みを通じて、狂犬病予防業務が市町村に委譲されて以降、疎遠となっていた県と市町村、獣医師会との関係を再構築することが出来た。さらに最も重要なことは、ねこの飼い主や区長などの住民と接する部署との連携抜きには、何事も行政施策が展開できないという現実を再認識させられたことである。

事業推進の具体的な対応やその方向性は、各機関を代表する推進委員会で、充分とはいえないが、論議に時間をかけ、委員の納得づくで全ての事業が決定されていった。

時には、参加機関の権限や範囲を超えて、委員の個々の思いや個性が発揮されたが、少なくとも「やんばるをよくしたい、住みよい街にしたい」とする思いで集約され、議論が進められた。

今後の事業展開は、北部保健所が中心に、進められることになるが、以上の教訓が共有できる限り、北部3村との共同事業は、若干形を変えても継続されるであろうし、平成17年2月4日、3月8日の推進委員会では、平成17年度以降の取り組みについても、この推進委員会を継続することを決定した。

(1) 都市部からの捨てねこ防止について

県全体では、北部3村条例が制定された意義とその目的について、必ずしも関心は高いとはいえない状況にあり、県としては、あらゆる機会にその意義を広報すると共に、広く県民に協力を求めていく必要がある。

動物愛護センターへ収容されれば処分されるのではないかとの飼い主の思いからか、捨てねこや捨て犬が各地で繰り返される。その様な事態に陥らない為には、やはり繁殖制限等が必要であり、不幸な命が生まれてからでは手遅れである。県や市町村などの行政機関だけで、この取り組みを行うには、力不足でもあり、動物愛護団体や幅広く県民の協力を得て、普及啓発活動に参加してもらう仕組みも必要である。県内で未結成の、動物愛護推進協議会や動物愛護推進委員の活動を具体化していく必要がある。

(2) 転入者、新たにねこの飼養を希望する人への普及啓発、対応

毎年4月には、多くの小中学校の教員が北部地域に赴任してくる。この教員がねこを飼養している場合は、転勤して初めて3村条例を知り、あわてて動物病院を探すこととなることが予想される。転勤内示を受けた段階で、現在の居住地の動物病院で不妊去勢やマイクロチップの挿入等の措置を受けることが便利でもある。県内の動物病院のほとんどで、その措置が出来る。

教員へ協力と理解を求める事は、学校の子供達、親たちへの啓発にも通じる。このため、広報チラシ等を配布する取り組みを準備している。

また、新たにねこを飼いたいと希望する人には、区長を通じての日ごろからの働きかけと、役場の窓口での条例等周知のチラシ配布や説得活動を実施する必要があり、推進委員会においても、この取り組み支援を決定した。

(3) 所有者不明ねこ及びノネコ対応

沖縄本島北部地域では、平成12年度から沖縄県自然保護課が実施しているマングース駆除事業で、マングース捕獲檻にしばしばねこが捕獲された。捕獲されたねこの取扱いについては、

当初対処法がなく、その場で放していた。

平成13年に国頭村伊江林道（西銘岳中腹）近くの広場で採取された糞から、希少野生生物であるヤンバルクイナが補食されていることが判明した。ヤンバルクイナ等希少野生生物への影響が大きいことから、環境省は、平成13年度末にノネコの捕獲を開始し、県自然保護課も平成14年度から鳥獣保護法に基づき有害鳥獣としての対応（捕獲）を行った。

有害鳥獣として捕獲したマングースは安楽死、ノネコは一定期間保護後に、処分もしくは譲渡を行っているが、野良ねこ（所有者不明ねこ）もしくは飼いねこと思われるねこは、駆除ワナから外して、その場で放逐している。

今回の事業で、全てのねこをマイクロチップリーダーに通すために、飼い主への返還時に放し飼いを止めさせる指導が可能となる。マングース捕獲事業関係機関の協力を得ながら、3村からの「飼いねこ指導」として、実施していきたい。最終的には、所有者不明のねこに関する3村条例による保護、譲渡、処分の流れではあるが、それが、すみやかに確実に実施できるように、県としてもその調整が今後の大きな課題である。

(4) ねこ譲渡促進試行事業から

条例施行に伴う飼い主不明のねこの譲渡促進試行事業は、動物愛護の精神に基づき、条例を支える、その仕組みづくりの一環として行われた。

譲渡促進試行事業では、飼い主不明ねこの存在とその対策が、より明確になっていった。モデル事業自体は、以下の大きな役割を果たしたと考えられる。

- ① 地域住民への本事業の周知が浸透したことにより、マイクロチップ挿入の処置を伴う飼い主の自覚が芽生えてきた。
- ② マイクロチップの普及により、飼い主不明ねこの個体識別が可能となった。
- ③ 地域住民の意識の向上により、飼い主不明ねこの情報が役場担当者により把握できるようになり、マイクロチップの読み取りによる識別効率が上がってきた。
(実際、搬入された飼い主不明ねこには、ほとんどマイクロチップ挿入の処置が施されていない)
- ④ 飼い主不明ねこと思われたねこが、マイクロチップの読み取り作業により、本事業で実施したマイクロチップ処置済みのねこであること判明し、行方不明になったねこを飼い主の元へ返せたという事例が1例発生した。
資料編8(122頁)に掲載
- ⑤ 地域全体での飼いねこの不妊去勢手術の実施によって、住宅地での飼いねこの繁殖を大幅に抑制することができた。
これに伴い、譲渡試行事業に供される所有者不明ねこの数は漸減した。

総括的な評価として

*モデル事業の実績から考えるとメスを不妊化した数からは、以下のような評価ができる。

- 1) 不妊化した場合としなかった場合とを比較すると、やんばる地域では、少なく見積もって年1回あたり3頭出産すると見ても、1、000頭以上の繁殖を抑制した事と考えられる。

4 条例を実効性のあるものにするためには

3村条例が実効性を保ち続け、維持できるような、何らかの支援の枠組みが必要である。とりわけ、平成15年度においては、県全体としては、飼えなくなったねこ・所有者不明ねこの引き取りが増加した。

全国的にも全く同様な傾向があり、有効なねこ対策を模索している中で、先進的な内容を持った、北部3村のねこ適正飼養条例は、注目され期待されているし、是非有効に機能させるために残された課題を整理していきたい。

市町村条例の施行は、制定した市町村の責任であるとする一部の意見はあるが、これで保護される希少野生生物ややんばるの自然環境から受ける利益は、全県的にも、全国的にも貴重な共有財産でもある。

動物愛護や自然保護に係わるNPO法人の幅広い活動とも歩調を合わせて、有効な対策を今後共に相談しながら、実施していきたい。

条例の今後の運用課題

今後、条例を運用していくに当たり、以下のことが課題になると考えられる。

- (1) 条例違反者への対応（罰則適用の具体的対応と飼い主指導の基準・実効性確保にかかわる厳格な対応姿勢等）について
- (2) やんばる地域にかかわる野良ねこの処分（譲渡含む）、飼い主不明ねこの引き取りに関することと、全県的なねこ取り扱いの平等性、公平性との関係について
- (3) 野良ねこの保護（譲渡）、処分に関する実施体制（保護器の設置場所・輸送方法・住民間の合意）の村内合意と県・北部保健所との事業連携について
- (4) 3村条例で定めた所有者不明ねこの一時保護施設の運用と県動物愛護センター（北部保健所）との連携と役割分担について
- (5) 一時保護施設の建設、維持と譲渡促進事業の推進について（ノネコ捕獲事業との関係整理含む）
- (6) 平成16年度の3村内飼いねこの不妊去勢・マイクロチップ挿入事業の達成度と効果の予測について
- (7) 平成17年度以降の新たなねこ飼養意志を持つ転入者（新居住者）対策について
- (8) 動物愛護団体、自然保護団体との議論・合意の促進（県内・県外）について

VIII 資料編

- 1 ネコの愛護および管理に関する条例（3村条例・施行規則・各種様式）
- 2 推進委員会議事録の要約（平成15年度・平成16年度）
- 3 平成15年度・16年度事業の概要
- 4 平成15年度・16年度の主要な事業実施内容と推進委員会の日程
- 5 確認事項及び承諾書
- 6 アンケートの分析・内容・結果
- 7 資料・安田でのヤンバルクイナの悲鳴について
- 8 マイクロチップが有効に活用された事例
- 9 3村全世帯配布チラシ（新聞折り込み チラシ1・2）
- 10 街頭配布ちらし（捨て犬・捨てねこ防止啓発）
- 11 事業開始前のねこ飼養実態調査アンケート内容・結果

1 ネコの愛護および管理に関する条例（3村条例・施行規則・各種様式）

（国頭村・大宜味村・東村）ネコの愛護及び管理に関する条例

国頭村 平成16年9月15日 条例第18号

大宜味村 平成16年9月22日 条例第12号

東村 平成16年9月24日 条例第15号

（目的）

第1条 この条例は、飼いネコの適正な飼養等に関する事項を定めて、動物愛護の意識を高めるとともに、（国頭村・大宜味村・東村）村の環境衛生の保持及び自然環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 ネコを所有又は飼養する者をいう。
- (2) 飼いネコ 前号の飼い主が所有し、又は管理するネコをいう。
- (3) マイクロチップの埋め込み マイクロチップの体内埋め込み型とし、村や保健所が所持（使用）する国際標準機構（ISO）に合ったマイクロチップ読み取り機に対応するものをいう。
- (4) 繁殖制限 飼いネコの避妊手術及び去勢手術など繁殖のできない措置をいう。

（飼いネコの飼養等の原則）

第3条 飼い主は、飼いネコの飼養にあたって次の各号に掲げることに努めなければならない。

- (1) ネコの生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって接するとともに、終生飼養するように努めなければならない。
- (2) 飼いネコの繁殖を希望しない飼い主は、繁殖制限に努めなければならない。
- (3) 飼い主は、人とネコと野生動物との共生に配慮しつつ、人の身体又は財産を侵害し、生活環境及び自然環境を害することがないように、責任をもって飼いネコの管理に努めなければならない。

（登録及び飼いネコの明示）

第4条 飼い主は、ネコを取得した日（生後90日以内のネコを取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に、村長に飼養登録申請をし、飼養登録証の交付を受けなければ、ネコを飼養してはならない。

- 2 村長は、前項の飼養登録申請があった場合、規則に定める期間内に、飼い主に対して、マイクロチップの埋め込みの処置とその個体識別番号の届出を行うことを指示し、それを実施した者に対して、飼養登録証を交付する。ただし、マイクロチップの埋め込み費用は飼い主の負担とする。
- 3 飼い主は、ネコの飼養にあたっては、登録を受けたことが判明できるように首輪等を用いて明示しなければならない。

(飼養登録料) *東村は(登録料)との表記

第5条 飼い主は、前条の飼養登録の際に、1頭目500円、2頭目以降350円の飼養登録料を納付しなければならない。ただし、規則で定める場合は、飼養登録料を免除することができる。

(飼養登録の抹消)

第6条 飼い主は、飼いネコの死亡、譲渡、又は村外移転等の事由が生じた場合、遅滞なく村長にその旨を届け出ることにより、飼養登録の変更及び抹消の手続きをしなければならない。

(適正飼養と生活環境の保持)

第7条 飼い主は、次の各号に掲げる事項を遵守し、地域の生活環境の保持と飼いネコの適正飼養に努めなければならない。

- (1) 飼いネコに餌及び水を適正に与えること。
- (2) 疾病の予防や健康の保持に必要な措置を講ずること。
- (3) 糞便等を適正に処理し、悪臭又はノミ、ハエ等の衛生害虫の発生を防止するとともに、公衆衛生上必要な措置を講ずること。
- (4) その他、他人に迷惑をかけないで飼養すること。

(餌やりの禁止)

第8条 村民は、自ら飼養していないネコに対し、みだりに餌や水などを与えてはならない。

(放し飼いの制限)

第9条 飼い主は、飼いネコを室内飼養するように努め、屋外で飼いネコを放し飼いにしないように努めなければならない。

(遺棄の禁止)

第10条 飼い主は、飼いネコを責任をもって終生飼養し、遺棄してはならない。

(継続飼養が困難な事態)

第11条 飼い主は、やむを得ず適正に飼いネコを継続して飼養することができなくなった場合においては、適正に飼養できる者に飼いネコを譲渡するよう努めなければならない。

(ネコの引き取り)

第12条 前条に定める譲渡が困難な場合、飼い主は村長に飼いネコの引取りを求めることができる。

(ネコの保護)

第13条 村長は、マイクロチップによる個体識別番号等の、登録状況等を確認した上で、飼い主が判明しないネコに関しては、関係機関と協力し保護收容することができる。

- (1) 村長は、ネコを保護收容したときは、保護した旨を、規則に定める必要な期間公示し、譲渡の機会をつくらなくてはならない。

(譲渡及び返還等の優先)

第14条 村長は、前条に定める飼い主不明のネコに対し、関係機関と協力し、適正に飼養できる者へ譲渡することができる。ただし、前条の保護期間中に、当該飼い主から返還又は譲渡の申請があった場合は、これを優先して返還又は譲渡しなければならない。

(指導及び勧告)

第15条 村長は、第3条から第12条までに規定する事項を遵守しない飼い主に対し、必要な指導及び勧告をすることができる。

(氏名の公表)

第16条 飼い主が、前条の規定による指導及び勧告に従わないとき、村長は、規則に定める方法により、役場の掲示場に氏名を公表することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(国頭村・大宜味村・東村) ネコの愛護及び管理に関する条例施行規則

国頭村 平成16年3月31日 規則第12号

大宜味村 平成16年3月31日 規則第4号

東村 平成16年3月4日 規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、(国頭村・大宜味村・東村) 村ネコの愛護及び管理に関する条例(平成17年条例第〇〇号。以下「条例」という。) 第17条の規定に基づき、条例の施行に必要な事項を定めるものとする。

(飼養登録申請)

第2条 条例第4条に定める飼養登録の申請は、飼養登録申請書(様式第1号)によって行わなければならない。村長は、飼養登録を行った飼い主に対し、登録証(様式第2号)を交付する。

(飼養登録の届け出期間、及び再交付)

*国頭村はアンダーラインを追加

第3条 条例第4条第2項に定める届け出る期間は、ネコの飼養から30日以内とする。飼養登録証を紛失若しくは損傷したときは、再交付府申請(様式第3号)により行うものとする。

(飼養登録料) *東村は(登録料)との表記

*国頭村はアンダーラインを追加

第4条 条例第5条による村長が飼養登録料を免除することができる場合は、次の場合とする。

- (1) 民法第34条(明治29年法律第89号)に規定する法人で、動物愛護、自然保護、試験又は研究を目的とするものが設置し、又は管理する施設において当該目的のためにネコを飼養するとき。
- (2) その他、村長が必要と認めたもの。

(飼養登録の変更及び抹消)

第5条 飼いネコの死亡、譲渡、または村外移転等の事由が生じた場合、飼い主は、遅延なく村長にその旨を届出、飼養登録の抹消手続きをしなければならない。飼養者の変更及び飼養登録証抹消の届け出は、別表第3号様式に定めるものとする。

2 村長は、飼い主が前項による届けを行った場合、飼養登録証にその旨を記載した上で、飼い主に返付しなければならない。

(ネコの保護)

第6条 条例第13条第1項第1号に基づく公示期間は、30日として、新たな飼い主に譲渡の機会をつくらなくてはならない。

(ネコの譲渡)

第7条 譲渡に際しては、ネコの飼養管理に必要な事項を指導するとともに誓約書(別記第4号様式)を徴する。

(氏名の公表)

第8条 条例第16条による氏名の公表は村長が、飼い主の氏名及び住所等を記載した書面を掲示す

ることにより行うものとする。

- 2 村長は、前項の規定による公表を行う場合、当該公表に係る者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

第2号様式(第4条、第5条関係)

第2号様式（その2）複数頭飼養の場合（第4条、第5条関係）

第3号様式(第4条、第6条関係)

第3号様式（その2）（第4条、第5条関係）
登録変更および再交付記録

3 平成15年度・16年度事業の概要

平成15・16年度事業概要

1 事業の目的

沖縄本島北部地域において、飼養動物の不適切な飼養によるゴミあさり、鳴き声、糞害など地域住民の生活環境の悪化に悪影響を与えている。また、野良ねこの増加により地域の希少野生生物へ重大な被害が生じていることから、飼養動物の適正飼養及び管理の推進と、動物愛護思想の普及啓発活動の推進をすすめ、飼養動物の所有者明示措置など、必要に応じた繁殖制限措置等の適正飼養の具体的取り組みを行うことを目的とする。

2 事業を行う地域

沖縄本島北部3村（国頭村・大宜味村・東村）を中心とする、沖縄本島地域。

3 実施期間

平成15年度～平成16年度

4 業務の内容

業務の内容について、以下に示す。

- (1) 適正飼養・動物愛護に関わる各種の普及啓発活動を行う
- (2) 動物愛護推進協議会(北部地域)を発足させる
- (3) 飼いねこの不妊去勢手術等の実施、個体識別（首輪・ピアス・マイクロチップ等）の導入を推進し、終生飼養・所有者責任等の徹底を図る
- (4) 飼養動物の適正飼養条例等の制度研究を行う
- (5) 北部3村における、ねこの飼養実態調査及び地域住民の動物に関する意識調査を実施する

5 実施内容

北部3村の担当課、北部保健所、薬務衛生課、環境省、県獣医師会などで構成する推進委員会を立ち上げた。有効な繁殖制限措置を北部3村全域で全頭を実施できるように、事業推進の方向を絞り、不妊去勢・マイクロチップ挿入（個体識別）を中心とした事業を行い、さらにその後、事業終了後の条例化などの対応策を練ることとした。

平成15年度、平成16年度合わせて500頭のねこを対象として手術等を実施した。週2回、各10頭程度を県中部・南部地域の動物病院へ移送して、実施した。動物病院の半数を超える27病院の参加があり、施術料、マイクロチップに関する技術料についても、ボランティア的な費用で県獣医師会が対応することとなった。

北部3村各字でのねこの手術等の希望者集めや収容・回収では、役場の担当者が区長等へ働きかけ対応した。

4 平成15年度・16年度の主要な事業実施内容と推進委員会の日程

(1) 平成15年度の主要な事業実施内容と推進委員会の会議日程

平成15年度の事業の進め方について、平成14年11月～平成15年2月の間、沖縄県と環境省との間で随時、事業内容調整。

(平成15年)

- 2月 国頭村担当者と意見交換 (2/3)
環境省と沖縄県との間で事業施行委任について意見交換 (2/10)
東村・大宜味村・北部保健所と意見交換 (2/14)
- 3月 推進委員会準備会第1回意見交換会 (3/3)
- 4月 北部3村ねこ飼養実態調査説明会 (各区長へ各村から通知)
飼養実態調査開始 (～4月末日)
推進委員会準備会第2回意見交換会 (4/22)
県と県獣医師会との意見交換 (4/29)
北部3村適正飼養実態調査区長説明会 (5/1. 5/6. 5/7)
- 5月 県・3村・獣医師会等との協議・推進委員会発足 (5月9日)
県の実施要領策定 (5月22日)
推進委員会第2回意見交換会 (5月28日)
- 6月 推進委員会第3回意見交換会 (6月13日)
環境省との事業・実施計画の調整 (6月26日)
- 7月 北部3村適正飼養実態調査区長説明会参加 (7/1. 7/4)
住民への広報・通知 (7月下旬～8月)
推進委員会第4回意見交換会 (7月31日)
- 8月 県と県獣医師会との事業説明会・意見交換 (8/1)
試行事業実施・大宜味村 (8/14～16)
北部3村区長合同説明会・意見交換会・大宜味村内 (8月29日)
- 9月 不妊去勢手術・個体識別開始 (大宜味村・東村実施/9月初旬)
- 10月 不妊去勢手術・個体識別開始 (国頭村・東村実施/10月上旬)
- 11月 不妊去勢手術・個体識別開始 (国頭村・大宜見村実施/11月上旬)
- 12月 推進委員会第5回意見交換会 (12月9日)
不妊去勢手術・個体識別 (国頭村・大宜味村・東村 もれ実施/随時)
平成16年1月終了予定 (平成15年度分・終了予定)

(平成16年)

- 1月 推進委員会第6回意見交換会 (1月9日)
推進委員会第7回意見交換会 (1月23日)
- 2月 事業実績報告 (2月初旬)・次年度協議開始
推進委員会第8回意見交換会 (2月17日)
推進委員会第9回意見交換会 (2月23日)
モデル事業地域公開手術・大宜味村 (2月28日)

(2) 平成16年度の主要な事業実施内容と推進委員会の会議日程

平成16年度の事業の進め方について、平成15年11月～平成16年2月の間、沖縄県と環境省との間で随時事業内容調整。

(平成16年)

- 3月 平成16年度推進委員会準備会第1回意見交換会 (2/23)
- 4月 推進委員会第1回意見交換会 (4月13日)
環境省との事業・実施計画の調整
北部3村適正飼養実態調査区長説明会 (4/5. 6)
捨て犬・捨てねこ防止キャンペーン (4月29日)
- 5月 県と県獣医師会との事業説明会・意見交換 (5/6)
推進委員会第2回意見交換会 (5月11日)
各小学校事業説明及び挨拶回り
北部3村区長説明会 (5/6) (5/7)
モデル事業地域公開手術・国頭村 (5/23)
推進委員会第3回意見交換会 (5月31日)
- 6月 住民への広報・通知 (6月)
北部3村適正飼養実態調査区長説明会 (6月)
- 7月 推進委員会第4回意見交換会 (7月1日)
県と県獣医師会との事業説明会・意見交換 (7月6日)
不妊去勢手術・個体識別開始 (国頭村実施/7月上旬)
不妊去勢手術・個体識別開始 (大宜味村実施/7月中旬)
不妊去勢手術・個体識別開始 (東村実施/7月下旬)
推進委員会第5回意見交換会 (7月26日)
モデル事業地域公開手術・東村 (7/31)
- 8月 推進委員会調整会議 (8月3日)
推進委員会第6回意見交換会 (8月17日)
- 9月 動物愛護週間・動物愛護の集いで事業パネル展示 (9/23)
- 10月 不妊去勢手術・個体識別開始 (国頭村実施/10月上旬)
不妊去勢手術・個体識別開始 (大宜味村実施/10月中旬)
不妊去勢手術・個体識別開始 (東村実施/10月下旬)
県と県獣医師会との事業説明会・意見交換 (10月6日)
推進委員会第7回意見交換会 (10月7日)
県知事北部3村視察・懇談 (10/7. 8)
- 11月 推進委員会第8回意見交換会 (11月12日)
不妊去勢手術・個体識別開始 (大宜味村実施/11月上旬)
不妊去勢手術・個体識別開始 (国頭村実施/11月中旬)
不妊去勢手術・個体識別開始 (東村実施/11月中旬)
環境省と沖縄県との間で事業推進について意見交換 (11/25)
- 12月 推進委員会第9回意見交換会 (12月3日)

不妊去勢手術・個体識別開始（国頭村実施／12月上旬）
 不妊去勢手術・個体識別開始（大宜味村実施／12月中旬）
 不妊去勢手術・個体識別開始（東村実施／12月下旬）
 推進委員会・中部施設視察（12／14）
 譲渡適正事業開始（12／8、15、22）

（平成17年）

- 1月 推進委員会第10回意見交換会（1月18日）
 不妊去勢手術・個体識別（国頭村・大宜味村・東村 もれ実施）
 事業報告書作成開始
 平成16年2月終了予定（平成16年度分・終了予定）
- 2月 推進委員会第11回意見交換会（2月4日）
 不妊去勢手術・個体識別（国頭村・大宜味村・東村 もれ実施）
- 3月 推進委員会第12回意見交換会（3月8日）
 事業実績報告（3月上旬）

（3）飼養動物との共生推進事業モデル事業経費について（平成15年度・平成16年度）

1）平成15年飼養動物との共生推進事業モデル事業経費執行計画

業務名：平成15年度飼養動物との共生推進総合モデル事業

沖縄県 施行委任分

項目	数量		金額（円）
沖縄県 直接執行分			
消耗品(ねこケージ)	60	3,000円	180,000
消費税			9,000
小計			189,000
県獣医師会請負分			5,995,500
〃（アンケート追加分）			707,750
小計			
運搬業者請負分			1,107,750
小計			
総合計			8,000,000

2) 平成16年飼養動物との共生推進事業モデル事業経費執行計画

業務名：平成16年度飼養動物との共生推進総合モデル事業

沖縄県 施行委任分

項目	数量		金額 (円)
県獣医師会請負分			6, 688, 790
小 計			
運搬業者請負分			1, 311, 210
小 計			
総 合 計			8, 000, 000
県獣医師会請負分＋ 運送業者請負分			

3) 施行委任経費以外の費用について（県・3村・獣医師会等の別途関係費用）

事業経費は、環境省の沖縄県への施行委任による費用負担がその支出の主体（施行委任経費別途記載）であるが、示達された経費以外では、以下の内容が、各機関の負担としておこなわれた。

- 環境省動物愛護管理室：マイクロチップ読み込みリーダー固定設置型購入費
平成15年度末に実施の個別面接アンケート分析費用・関係機関との調整旅費・印刷等の事務経費
- 沖縄県薬務衛生課（主管課）：普及啓発チラシ作成経費・新聞折り込み経費・関係機関との調整旅費・関連諸会議旅費・印刷等の事務経費
- 沖縄県北部保健所：マイクロチップ読み込み棒状リーダー（4台）購入費・ねこ輸送車両の所管替え経費・ねこ捕獲（保護）器の購入・印刷等の事務経費
- 沖縄県動物愛護センター：ねこ輸送車両の貸与及び所管替え経費・関連諸会議旅費・印刷物の作成
- 沖縄県自然保護課：関係機関との調整旅費・関連諸会議旅費
- 沖縄県獣医師会：ねこ輸送に係わる消毒、殺虫剤等の購入・関係機関、担当者意見交換会経費・手術事故等に関する経費・関連諸会議旅費及び報酬
- 国頭村 環境衛生課：ねこ収集、運搬、返還等に関する輸送経費・区長等連絡に関する通信経費・関連諸会議旅費
- 大宜味村環境衛生課：ねこ収集、運搬、返還等に関する輸送経費・区長等連絡に関する通信経費・関連諸会議旅費
- 東 村 民 生 課：ねこ収集、運搬、返還等に関する輸送経費・区長等連絡に関する通信経費・関連諸会議旅費
- ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会：普及啓発活動に関する経費・関連諸会議旅費・各種連絡に関する通信経費

5 確認事項及び承諾書

確 認 事 項

動物の手術や取り扱い、移送に関しては、絶対安全ということはありません。下記の事項が起こりうる可能性があります。

- 動物によっては稀に薬（麻酔薬・抗生物質など）及び外科手術に対する過敏反応を起こし、死亡する事があります。
- 術後の体力低下で隠れていた病気が症状を表す場合があり、手術後の体調不良、その他予測しがたいこともあります。
- この手術や移送にあたっては、故意若しくは重大な過失以外に、当方で対処できない事態が、生じて責任を負いかねますので御了承願います。
- 特異体質に起因する死亡、不慮の事故、天災地変その他やむを得ない事由に基づく、失踪、逃亡、損傷について、善良なる管理者の注意をもってしても防げない場合の責任は負いかねますので御了承願います。

以上のことを御確認の上、避妊・去勢手術およびマイクロチップの処置を受けられる方は、ご署名をお願いいたします。

承 諾 書

上記のことを承諾し、手術・処置・移送を依頼いたします。

住 所 沖縄県

TEL

氏 名

輸送オリ番号

平成 16年 月 日

(社) 沖縄県獣医師会 殿

(有) ミヤギ産業 殿

*この用紙は当分の間、動物病院で保管する。

6-1 アンケートからの分析

アンケート調査「ねこの飼養実態調査及び地域住民の動物に関する意識調査について」
からの分析結果 (平成16年3月19日集計 有効回答数152件)

(1) ねこ飼養のルールづくりについて

- ① この地域の、生活環境の苦情に対して、村内でルールづくりが必要と思うかとの問いに対して、飼養者の自覚に任せるべきとの回答が多い。
- ② 強制力の内容がはっきりしていない段階においては、意見が分かれている。
- ③ 飼いねこの登録制度については、制度導入について全体的に合意が図られていると考えられる。
- ④ 登録について、条件付きで賛成の方は、手術やマイクロチップ助成金を要望している。
(アンケート(16)～(18))

(2) ノネコの捕獲事業について

北部地域では、環境省・沖縄県ともにマングース捕獲事業を実施している。この事業の中では、ノネコ（野良ねこではなく、野生で自立して生活繁殖できる個体を有害駆除として捕獲している）に対して、村民がどのように感じているのかをアンケート結果から紹介する。

- ① ノネコについては、約七割の人が捕獲については賛成の意思を示している。
- ② ノネコは、捕獲後実際には一部の動物保護団体が全頭の譲渡を受けて養っているが、安楽死処分をすべきとの意見は、約半数に上るが、行うべきでないとする意見も2割～3割存在する。
(アンケート(19～20))

(3) 飼育実態

この地域の、ねこ飼育の特徴としては、世帯数4,693に対して飼いねこ412頭、野良ねこ183頭以上のねこ（合計で1世帯あたり0,13頭）が確認されている。

今回の抽出アンケートからは、①飼養頭数2頭以上の飼い主（78世帯）とほぼ同数の73世帯が1頭飼いで、全飼養頭数の約25%を占めること。②飼いねこ全体の約6割が雌ねこであること③年齢は、1歳から3歳までの比較的若いねこが約6割を占めていること④飼い始めた動機としては、約半数が捨てねこを拾ってきたからであること⑤飼い方としては、その半数以上が、屋外飼育多い飼育、放し飼いであることが判明した。

(アンケート(1)～(5))

(4) 不妊去勢についての意識

この地域の、ねこの不妊去勢措置の特徴としては、①平成15年度の事業で実施した不妊去勢手術が、アンケート対象3分の2で、現在実施していないとするものは、平成16年度の予定と考えられる②実施していない理由には、費用が高いこと・まだ子ねこだから実施してこなかったか・かわいそうとするのが多い。

(アンケート(8)(9))

(5) 野生稀少生物とモデル事業の認知度

モデル事業の認知度について調査したところ、①この事業アンケートが、個別面接だったことから、調査の過程で事業の全体像が、初めて理解したと考えられる。平成15年度に実施した方は、所有者明示、不妊去勢措置の有効性については、理解されているが、平成16年度実施予定の方は、稀少野生生物保護が重要との一般的な認識は高かったものの、不妊去勢手術の有効性がまだ理解されていない。事業広報については、マスメディアから口コミに近いものまで、あらゆる媒体を使って宣伝する必要がある。

(アンケート(10)～(13))

(6) マイクロチップの認知度

マイクロチップについては、①挿入した飼い主でも、実物を見てないだけに、不安感、心配がある。③実物を見て知っている方でも、有効性について理解を示しながらも、大きさや、安全性などに若干心配している人がいた。

(アンケート(7-1.2.3))

(7) 事業の受け止め

この事業について、どのような感想を持っているかについて、①事業の趣旨を理解している人、アンケート調査の中での説明で納得した方、ねこの健康を考えると、いろいろな考えが伺える。②不妊去勢を実施したことにより子ねこが増えないとか、発情が抑制されるなどメリットを感じている方も多い。③不妊去勢手術も、マイクロチップ挿入も十分なメリットを感じているのが伺える。

(アンケート(14-1, 2, 4))

6-3 ペット（ねこ）についてのアンケート調査結果

（平成16年3月19日集計 全152件）

1. ねこの飼育について

問(1) お家で飼っているねこは何頭ですか？ 5頭以上の場合は頭数をご記入下さい。

1.頭数				
①1頭	②2頭	③3頭	④4頭	④5頭以上
73	27	16	9	26

④5頭以上の例					
5頭	6頭	7頭	8頭	9頭	10頭以上
9	6	5	2	2	2

問(2) お家で飼っているねこの性別はどちらですか？また各性別ごとの頭数もご記入下さい。

2.性別(頭)		
①雄	②雌	③不明
160	210	17

問(3) お家で飼っているねこの年齢はいくつですか？また年齢ごとの頭数もご記入下さい。

3.年齢(頭)			
①1歳未満	②1歳以上 3歳未 満	③3歳以上	④不明
76	124	137	43

問(4) お家で飼っているねこはどのような経緯で飼い始めましたか？

4.飼い始めた経緯					
① ペット ショップ	②知人	③ 捨て・ 野良猫	④以前の 猫の子	⑤わから ない	⑥その他
2	41	89	31	1	6

→その他の例

・住み着いていた(4)

問(5) お宅ではどのような方法でねこを飼っていますか？

5.飼い方		
①室内	②主に室内	③放し飼い
24	47	88

2. ねこの個体識別について

問(6-1) お宅の飼いねこに所有者の氏名、住所がわかるように名札や首輪、マイクロチップなどを装着し、飼い主が誰であるかわかるよう明示していますか？この中から一つだけお答え下さい。

6-1.所有者の明示			
①すべて	②一部	③していない	④わからない
56	27	64	2

問(6-2) (問6-1で①「すべてのねこに明示している」②「一部のねこに明示している(一部のねこは明示していない)」と回答された方に伺います)

あなたはどのような方法で飼いねこに所有者明示をしていますか？(複数回答可)

6-2.所有者明示の方法			
①名札	②首輪	③マイクロチップ	④その他
3	27	65	0

問(6-3) (問6-1で②「一部のねこに明示している(一部のねこは明示していない)」③「明示していない」と回答された方に伺います)

明示していない理由は何ですか？この中からいくつでもあげてください。

6-3.明示していない理由	件数
①面倒	6
②お金がかかる	4
③ねこが嫌がる	20
④かわいそう	7
⑤必要はない	14
⑥その他	17

→その他の例

- ・まだ小さかった(5)
- ・逃げられた(5)
- ・首輪はしているが、住所・名前は明示していない(3)
- ・(マイクロチップ等を)付けてもきちんと機能したり役に立つか分からない
- ・親が犬ねこ嫌いなため内緒で飼っている
- ・オスは特によくけんかをしてなくすのでやらなくなった

問(7-1) 飼いねこに所有者の氏名、住所がわかるようにする方法として、ねこにマイクロチップを挿入する方法があります。マイクロチップについてご存じでしたか？

7-1.マイクロチップについて		
①見た事がある	②聞いたことはあるが見たことはない	③知らない
16	88	46

問(7-2) (問7-1で①「見たことがある」と回答された方にお聞きします)
マイクロチップをはじめて見たとき、どのように感じましたか？(複数回答可)

7-2.どのように感じたか	件数
①小さい	5
②大きい	2
③安全性について疑問	5
④挿入に抵抗	2
⑤特に何とも	4
⑥その他	0

問(7-3) (問7-1で①「見たことがある」と回答された方にお聞きします)
実際にマイクロチップを見る前は、あなたの飼いねこにマイクロチップを挿入することについてどのように思っていましたか？この中から一つだけお答え下さい。

7-3.見る前はどうか思っていたか			
①賛成	②反対	③特に何とも	④その他
11	3	0	0

問(7-4) (問7-3で②「挿入することに反対だった」と回答された方にお聞きします)
 マイクロチップを見る前と見た後で、あなたの飼いねこにマイクロチップを挿入することの賛否に変化はありましたか？この中から一つだけお答え下さい。

7-4.見る前と後での賛否の変化			
①反対のまま	②見た後賛成	③わからない	④その他
2	0	1	0

3. ねこの不妊去勢手術について

問(8) お宅のねこに去勢または不妊の手術をしていますか？この中から一つお答え下さい。

8.去勢・不妊手術			
①全てのねこ	②一部のねこ	③していない	④わからない
75	27	46	0

問(9) 去勢または不妊の手術をしていない理由は何ですか？この中からいくつでもあげてください。

9.去勢・不妊手術をしていない理由	
①面倒	8
②費用が高い	17
③まだ仔猫	19
④かわいそう	8
⑤必要なし	6
⑥その他	12
⑦わからない	8

→その他の例

- ・捕まえられない、逃げられる (8)

4.「飼養動物との共生推進総合モデル事業」について

問(10) 今年度から、国と県、3村などが協力をして、飼いねこに不妊去勢手術と所有者明示のためのマイクロチップの挿入等を行うモデル事業を始めています。このモデル事業についてご存じでしたか？

10.モデル事業について	
①知っていた	②知らなかった
101	46

問(11) 今やんばる地域では、ここにしか生息しない希少な野生動物（ヤンバルクイナなど）が、ノネコなどによって、捕食され、絶滅の危機に瀕しています。この問題をご存じでしたか？

11.絶滅について	
①知っていた	②知らなかった
127	21

問(12) ヤンバルクイナなどの希少な野生動物を、ノネコの捕食から守るためには、飼いねこをきちんと飼育管理することが必要です。きちんと飼育管理をするための方法として、所有者明示をし、不妊去勢手術を実施することが効果的であることをご存じでしたか？

12.所有者明示・不妊去勢手術の効果について	
①知っていた	②知らなかった
104	44

問(13-1) (問10で①「知っていた」と回答された方にお聞きします)

どのような方法でモデル事業のことを知りましたか？(複数回答可)

13-1.どのような方法で知ったか					
①チラシ	②新聞	③知人	④区長 (班長)	⑤行政無 線等	⑥その 他
21	34	8	29	20	14

→その他の例

- ・TV(9)
- ・会合(1)
- ・動物病院(1)

問(13-2) (問10で①「知っていた」と回答された方にお聞きします)

あなたのねこに不妊去勢手術やマイクロチップを挿入すると聞いた時、不安や心配はありましたか？
この中から一つだけお答え下さい。

13-2.手術やマイクロチップに対する不安や心配		
①あった	②特になかった	③わからない
31	61	10

問(13-3) (問10で①「知っていた」と回答された方にお聞きします)

モデル事業を知って、あなたはあなたの飼いねこの不妊去勢・マイクロチップ挿入をしてほしい旨、
役場に申し込みをしましたか？

13-3.申込	
①申し込んだ	②申し込まなかった
92	40

問(14-1) (問13-3で①「申し込んだ」と回答された方にお聞きします)
申し込んだ理由は何ですか？(複数回答可)

14-1.申し込んだ理由					
①事業の趣 旨に賛成	②説明で 納得	③近所の 人	④猫の健康 ・安全	⑤理由なし	⑥その他
55	21	3	27	10	4

→その他の例

- ・仔猫を増やさないため(1)
- ・近所に迷惑をかけないため(1)
- ・部落で決定していた(1)
- ・いなくなったらわかるので(1)

問(14-2) あなたの飼いねこに不妊去勢やマイクロチップを挿入したことにより、良かった点は何ですか？(複数回答可)

14-2.手術やマイクロチップで良かった点					
①子猫が 増えない	②発情が ない	③病気が ない	④迷い猫 のとき	⑤自覚	⑥その他
52	29	6	4	18	3

→その他の例

- ・安心して飼える(1)

問(14-3) あなたの飼いねこに不妊去勢やマイクロチップを挿入したことにより悪かった点は何ですか。ご自由にご記入願います。

→該当なし

問(14-4) 今後新たにねこを飼う場合、不妊去勢手術やマイクロチップの挿入を行いますか？この中から一つだけお答え下さい。

14-4.今後新たに猫を買う場合の手術・マイクロチップの挿入				
①両方	②手術の み	③マイクロ チップのみ	④どちらも行 わない	⑤その他
60	19	1	3	7

→その他の例

- ・これ以上飼う気はない(4)

問(14-5) 今後この事業を広く行っていくに当たって、改善した方がよいと思われることがありましたら、お答え下さい。(複数回答可)

14-5.この事業に対する改善点				
① 広報活動	② 飼い主に説明	③ 立ち会	④ 特になし	⑤ その他
61	19	7	22	5

→その他の例

- ・助成金をつける(1)

問(15-1) (問13-3で①「申し込まなかった」と回答された方にお聞きします)
 飼いねこの不妊去勢とマイクロチップ挿入の事業に申し込まなかった理由を教えてください。(複数回答可)

15-1.申し込まなかった理由			
① 面倒	② かわいそう	③ 必要なし	⑤ その他
4	6	6	21

→その他の例

- ・ 不妊・去勢済み(6)
- ・ 時期がわからなかった・知らなかった(4)
- ・ ねこが病気だった(1)
- ・ 必要ないと思った(1)
- ・ 迷っているうちに申込期間が過ぎた(1)

問(15-2) 来年度も飼いねこに不妊去勢及びマイクロチップを挿入する事業を行う予定ですが、あなたは来年度申し込みをしますか？この中から一つだけお答え下さい。

15-2.来年度の申込み			
① 申し込む	② 申し込まない	③ 条件付で申し込む	④ わからない
12	11	0	16

5. ねこ飼養のルールづくりについて

問(16) ねこの不適切な飼養による、生活環境の苦情に対して、村内でルールづくりが必要と思いますか、この中から一つだけお答えください。

16.村内でのルールづくりについて				
①必要	②強制力 のないもの なら	③自覚・責 任に任せ る	④必要ない	⑤その他
33	20	71	12	5

問(17) ヤンバルクイナなど希少な野生動物が、ノネコによって捕食されています。飼育者等の責任を明らかにし、ノネコをなくすため、飼いねこを登録制とすることについて、あなたはどのように思いますか。この中から一つだけお答え下さい。

17.飼い猫の登録制について	
①すべき	35
②できればした方が良い	36
③条件付	19
④できればしない方が良い	16
⑤すべきでない	10
⑥その他	1
⑦わからない	33

→その他の例

・登録制にしても、猫は家の中だけでは飼えない。

問(18) (問17の③「条件つきであれば、登録制にしてもよい」と回答された方に伺います) どのような条件であれば賛成できるか、お答え下さい。(複数回答可)

18.どのような条件なら賛成か				
①手術助 成金	②マイクロ チップ助成 金	③影響を 説明	④情報管理	⑤その他
12	10	7	6	1

6. ノネコの捕獲事業について

問(19) やんばる地域の希少な野生動物を守るため、ノネコなどの捕獲を進めることについて、あなたはどのように思いますか。この中から一つだけお答え下さい。

19.ノネコの捕獲について					
①捕獲すべき	②できればした方が 良い	③できればしない方が 良い	④しない方が 良い	⑤その他	⑥わからない
55	47	15	10	4	12

→その他の例

- ・殺すのは、かわいそうだと思う(1)
- ・集落内野良猫は、許容範囲(1)
- ・捕獲をして里親を探してほしい(1)・生態系をくずしそう(1)

問(20) 現在、捕獲されたノネコは飼育希望者に譲渡されています。しかし今後譲渡できなくなる場合もあります。この場合、ノネコを安楽死処分することについて、どのように思いますか？この中から一つだけお答え下さい。

20.ノネコの安楽死処分について				
①処分は必要	②やむを得ない	③行うべきでない	④その他	⑤わからない
17	63	41	2	21

→その他の例

- ・できるだけ飼育希望者に譲渡してほしい(1)

6. 動物愛護管理法について

問(21) 動物愛護と動物の望ましい飼い方について定めた法律(動物の愛護及び管理に関する法律)がありますが、あなたはこの法律の内容を知っていますか?内容で知っているものを、この中からいくつでもあげてください。(複数回答可)

21.法律の内容について	
①最後まで飼うことについて	86
②所有者明示	25
③ペットショップについて	18
④繁殖制限	19
⑤推進員・協議会	11
⑥罰則	58
⑦内容は知らない	50
⑧知らない	20
⑨その他	5

8 マイクロチップが有効に活用された事例

(行方不明からマイクロチップにより約1年ぶりに、飼い主に無事帰すことが出来たねこについて)

平成17年1月11日、国頭村内の住宅地で保護された飼い主不明のオスねこが、マイクロチップ読み取りにより、マイクロチップの処置済みである事が確認されました。

飼い主が判明したため、1月16日、無事飼い主の元に無事帰すことができた。県内では初の事例、国内でも珍しい事例。

ねこの名前はシローちゃん、オス、2才。

このねこは沖縄県が施行委任を受け実施した環境省の「飼養動物との共生推進総合モデル事業」で、2003年10月に国頭村によって(社)沖縄県獣医師会の会員病院に搬入され、去勢手術とマイクロチップの処置が施された個体である事がわかりました。国頭村内の飼い主の自宅から保護された場所まで約2kmの距離。

飼い主によると、約1年前から行方不明となり、もう帰ってこないものとあきらめていたようです。飼い主さんは驚きを隠せない様子で「帰ってくるとは思わなかった、感無量です」と大喜びしてシローちゃんを抱きしめていました。

飼い主とねこの写真



—「飼養動物との共生推進総合モデル事業」—

希望する飼い猫、全てに不妊手術・去勢手術とマイクロチップ登録

人と動物のよりよい関係をつくり
みんなが住みやすい、やんばるに

自然の宝庫・稀少野生生物を守ろう

国頭村・大宜味村・東村・県獣医師会・沖縄県・環境省



「飼養動物との共生推進総合モデル事業」
沖縄本島北部地域において、飼養動物の不適切な飼養によりゴミあさり、鳴き声、糞害など地域住民の生活環境に悪影響を与えています。また、野良猫等の増加により地域の稀少野生生物へ重大な被害が生じています。これらことから、飼養動物の適正飼養および管理の推進と、動物愛護思想の普及啓発活動を推し進め、飼養動物に対する所有者明示措置など、必要に応じた繁殖制限措置等の適正飼養の具体的取り組みを行うことを目的とします。

各役場の担当部署

- 【国頭村】国頭村役場・環境衛生課 ☎41-2869
- 【大宜味村】大宜味村役場・環境衛生課 ☎44-3280
- 【東村】東村役場・民生課 ☎43-2202



人と動物の
よりよい関係をつくる
フローチャート



「飼養動物との共生推進総合モデル事業」参加病院

1 那覇獣医科病院	那覇市小録	9 ながいペットクリニック	豊見城市豊見城	17 いけはら動物病院	沖縄市比屋根
2 西武動物病院	那覇市辻	10 宮城動物病院	糸満市西崎町	18 美里動物病院	沖縄市越來
3 金城獣医科病院	那覇市金城	11 牧港ペットクリニック	浦添市牧港	19 みどり動物病院	具志川市みどり町
4 與那嶺獣医病院	那覇市久茂地	12 蘭動物病院	浦添市屋富祖	20 ホサナ動物病院	石川市東恩納
5 ヒマワリ動物病院	那覇市牧志	13 西島動物病院	浦添市仲間	21 ながみねどうぶつクリニック	具志川市前原
6 あかね動物病院	那覇市首里平良町	14 ぎのわん動物病院	宜野湾市志真志	22 ヤンバル動物診療所	名護市宇大北
7 田中獣医科病院	那覇市若狭	15 あんじゅ動物病院	宜野湾市真志喜	23 金城動物病院	名護市港
8 くどう動物病院	南風原町字兼城	16 フレンズ動物病院	北谷町北前	24 動物病院そらの救急箱	本部町字野原

参加病院 2003年9月19日現在 24病院 社団法人 沖縄県獣医師会

9-2 3村全世帯配布チラシ (チラシ2)

10 街頭配布ちらし（1面）

平成12年12月1日施行
動物の愛護及び管理に関する法律（第2条）

《基本原則》
動物が命あるものであることにかんがみ何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようしなければならない。
※かながみとは、先例や規範に照らし合わせる事。

罰金100万円!?

みだりに愛護動物を殺傷した者
100万円以下の罰金

虐待、又は捨てたりした者
30万円以下の罰金



（愛護動物とは、牛・馬・豚・めん羊・やぎ・犬・猫・いすさぎ・鶏・いえばと・アヒル、その他、人が飼っている哺乳類・鳥類・爬虫類です。）

犬やねこにも「家族計画」

生まれた子犬・子ねこに責任がもてますが？



不幸な命を増やさないためにモ
「不妊手術（メス）」「去勢手術（オス）」
を受けさせましょう。



動物達は私達を癒し、
心豊かにしてくれます。
家族の一員として生涯愛情と
責任を持って飼いましょう。

**お願い
捨てないで！**

捨てない。



ペットを捨てることは、立派な犯罪です。

国頭村・大宜味村・東村
環境省・(社) 沖縄県獣医師会・沖縄県

街頭配布ちらし（2面）

捨てられた犬・ねこの運命！

交通事故
・捨てられた多くの犬、ねこ達が交通事故によって、命をうばわれています。



病気（感染症）：野外で病気をうつされます。
犬の主な病気 ジステンパー・パルボウイルス感染症
レプトスピラ症 .etc
ねこの主な病気 猫白血病・猫エイズ・伝染性腹膜炎 .etc



**捨て犬・捨てねこ
による被害**



▲やんばるに住む希少動物が、人間によって捨てられた、犬やねこに襲われて、食べられています。



▲ねこに食べられたヤンバルクイナの羽毛

「ペットを野外に放さない」、「最後まで責任をもって飼う」という命を手にする上での責任を私たち人間がしっかりと守ることが、沖縄の生き物や自然、ペットの命を大事に守っていける唯一の最高の手段なのです。

飼い主の義務

犬やねこの習性等を正しく理解して飼うこと（「しつけ」や「正しい飼い方」）

短気な犬・ねこ、おおらかな犬・ねこ、いろいろな性格の犬・ねこがいます。体の特徴、習性、本能、感情表現などを、正しく理解しましょう。

生涯愛情と責任をもって飼うこと（人生のパートナー）

犬・ねこは、物ではありません。ましてや、ゴミでもありません。私達と同じ命ある生き物です。仕方ない場合でも、捨てることは、野良犬・野良ねこをつくる一歩の原因になり、ヒトの迷惑はもちろんです。犬・ねこにとっても大変迷惑なことです。家族の一員なので、最後まで面倒をみてあげましょう。

犬やねこの繁殖制限に努めること（犬やねこにも家族計画）

望まぬ命の誕生を防ぐために、犬・ねこに不妊・去勢手術を受けさせましょう。オス、メス共に、発情期がなくなるので、落ち着いた性格になります。犬・ねこ、飼い主のどちらにとっても穏やかで、住み良い生活ができます。

犬やねこの感染症等病気の知識をもつこと

蚊から感染する病気で、フィラリア症という病気があります。これにかかると、命を落とす事もあります。また、狂犬病という、犬やねこが狂暴化する病気も有名です。人間が狂犬病の犬に噛まれると、死に至る事も珍しくありません。